

第2編

第7期垂井町障がい福祉計画 第3期垂井町障がい児福祉計画

令和6年度 ▶ 令和8年度

令和6年3月

も く じ

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景	1
(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行	1
(2) 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の策定	1
2 計画の位置付け	3
3 計画の策定体制	3
(1) 垂井町障がい者計画等策定懇話会	3
(2) 不破郡・養老郡障がい者自立支援協議会	3
(3) パブリックコメントの実施	3
4 計画の基本理念	4
(1) 基本理念	4
(2) 基本方針	4

第2章 障がい者などの状況

1 人口の推移	6
2 身体障害者手帳などの所持者	7
(1) 身体障害者手帳などの所持者数の推移	7
(2) 身体障がいのある人	9
(3) 知的障がいのある人	11
(4) 精神障がいのある人	12
(5) 難病患者	13
3 障害支援区分	15
(1) 障害支援区分の認定者	15
(2) 障害福祉サービス等支給決定者	16

第3章 基本的な考え方

1 前期計画の目標と実績	17
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	17
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	17
(3) 地域生活支援拠点等の整備	17
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	18
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等	19

(6) 相談支援体制の充実・強化等	19
(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	19
2 本計画の目標	21
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	22
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	22
(3) 地域生活支援の充実	23
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	23
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等	24
(6) 相談支援体制の充実・強化等	26
(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	26

第4章 障害福祉サービス等

1 障害福祉サービス等の種類	27
2 訪問系サービス	29
3 日中活動系サービス	32
(1) 生活介護	32
(2) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）	33
(3) 就労選択支援	35
(4) 就労移行支援	36
(5) 就労継続支援（A型）	37
(6) 就労継続支援（B型）	38
(7) 就労定着支援	40
(8) 療養介護	41
(9) 短期入所（ショートステイ）	42
4 居住系サービス	44
(1) 自立生活援助	44
(2) 共同生活援助（グループホーム）	44
(3) 施設入所支援	46
5 相談支援	48

第5章 地域生活支援事業

1 地域生活支援事業の種類	50
2 必須事業	51
(1) 理解促進研修・啓発事業	51
(2) 自発的活動支援事業	51

(3) 相談支援事業	52
(4) 成年後見制度利用支援事業	54
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	55
(6) 意思疎通支援事業	55
(7) 日常生活用具給付等事業	57
(8) 手話奉仕員養成研修事業	58
(9) 移動支援事業	59
(10) 地域活動支援センター	59
3 任意事業	61
(1) 訪問入浴サービス事業	61
(2) 日中一時支援事業	61
(3) 社会参加促進事業	63
(4) 発達障害児者及び家族等支援事業	64

第6章 障がい児支援サービス

1 障がい児支援サービスの種類	65
2 障害児通所支援	65
(1) 児童発達支援	65
(2) 放課後等デイサービス	67
(3) 保育所等訪問支援	69
(4) 居宅訪問型児童発達支援	69
3 障害児相談支援	70
4 子ども・子育て支援	72

第7章 計画の推進

1 計画の推進体制	73
(1) 不破郡・養老郡障がい者自立支援協議会	73
(2) 庁内体制	73
(3) P D C Aサイクルの活用	73
2 計画の広報と地域福祉の推進	74
3 関係機関等との連携	74
4 人材の確保・定着と職場環境の改善	75
5 サービスの質の確保	75

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行

平成15年4月、「措置制度」にかわり、障がい者自らがサービスを選択し事業者と直接に契約する「支援費制度」が導入されました。これにより、ホームヘルプサービスやグループホームなどの居宅サービスの利用が飛躍的に伸びました。

一方、サービス費用の増大による制度の維持困難、支援費制度の対象となっていない精神障がい者に対するサービスの遅れ、市町村間でのサービス格差、福祉施設や事業体系の見直しの必要性、地域生活や就労支援といった新たな課題への対応など、支援費制度には解決すべきさまざまな課題が指摘されていました。こうした課題を解決し、障がい者が必要なサービスを安定的な制度の下で利用できるよう、障がい保健福祉施策の各種の抜本的な見直しを行う「障害者自立支援法」が制定されました。この法律において、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業を提供するための体制の確保を計画的に進めるため、市町村並びに都道府県に障害福祉計画の策定が義務づけられました。

障害者自立支援法については、憲法や障害者権利条約に違反する疑いがあるとして訴訟が起こされましたが、新法制定が約束され和解しました。その後、「障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の施行による利用者負担の見直し、相談支援の充実等を経て、平成25年度、障害者自立支援法は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）として改正されました。

更に、平成27年12月、国の社会保障審議会障害者部会において、「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」がまとめられ、これを踏まえて平成28年6月には障害者総合支援法、児童福祉法の改正法が公布されました。この改正により市町村及び都道府県に障害児福祉計画の策定が義務づけられました。

(2) 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の策定

本町においては、平成19年度に「垂井町障害福祉計画（第1期計画）」を策定し、その後は3年ごとに計画の見直しを行ってきました。計画策定にあたっては、国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」

(以下「基本指針」という。)を踏まえて計画を策定することとなっています。

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の策定にあたり、基本指針の見直しが行われました。主なポイントは次のとおりです。

【第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画に係る基本指針のポイント】

- ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
 - ・重度障がい者等への支援に係る記載の拡充
 - ・障害者総合支援法改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し
- ②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
 - ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定
- ③福祉施設から一般就労への移行等
 - ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
 - ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記
- ④障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
 - ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
 - ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
 - ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
 - ・聴覚障がい児への早期支援の推進の拡充
- ⑤発達障がい者等支援の一層の充実
 - ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
 - ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進
- ⑥地域における相談支援体制の充実強化
 - ・基幹相談支援センターの設置等の推進
 - ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設
- ⑦障がい者等に対する虐待の防止
 - ・自治体による障がい者虐待への組織的な対応の徹底
 - ・精神障がい者に対する虐待の防止に係る記載の新設
- ⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組
 - ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設
- ⑨障害福祉サービスの質の確保
 - ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加
- ⑩障がい福祉人材の確保・定着
 - ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
 - ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加
- ⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
 - ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
 - ・市町村内のより細かな地域単位や重度障がい者等のニーズ把握の推進
- ⑫障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進
 - ・障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設
- ⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
 - ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
 - ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備
- ⑭その他：地方分権提案に対する対応
 - ・計画期間の柔軟化
 - ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

本町においては、令和2年度に「第6期垂井町障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」（計画期間：令和3年度～令和5年度）を策定し、これに沿って障がい福祉サービス等の整備を推進してきました。

具体的には、就労継続支援B型、共同生活援助（グループホーム）、放課後等デイサービス等の整備促進、相談支援の充実等を図ってきました。

一方、目標が達成できていない残された課題があり、また新たなニーズや課題が生じています。これらのニーズや課題、基本指針に示された成果目標などを踏まえ、「第7期垂井町障がい福祉計画・第3期垂井町障がい児福祉計画」（計画期間：令和6年度～令和8年度）を策定しました。

2 計画の位置付け

この計画は、障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に規定する「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定したものです。

また、この計画は、「垂井町障がい者計画」を上位計画としており、主に「生活支援」「雇用・就業」「教育・療育・子育て支援」分野の実施計画と位置づけられます。

3 計画の策定体制

（1）垂井町障がい者計画等策定懇話会

各方面の幅広い意見を計画に反映させるため、障がいのある人の団体の代表、医療・福祉・就労関係などに従事する専門家、有識者などから成る「垂井町障がい者計画等策定懇話会」において計画についての意見を伺いました。

（2）不破郡・養老郡障がい者自立支援協議会

不破郡・養老郡障がい者自立支援協議会において、計画案の説明を行うとともに、それに対する意見・要望等を聴取しました。

（3）パブリックコメントの実施

計画案について、住民からの意見聴取のために令和6年2月1日から令和6年2月29日までパブリックコメントを実施しました。

4 計画の基本理念

(1) 基本理念

地域ぐるみで支えあう町づくり

垂井町では、「第4次垂井町障がい者計画」の中で「地域ぐるみで支えあう町づくり」を基本理念として、障がいのある人もない人も地域で支えあい暮らし続けることができるまちを目指しています。

本計画においても上位計画である「第4次垂井町障がい者計画」の基本理念を踏襲し、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえながら、次の8項目を基本方針とします。

(2) 基本方針

- ①障がい者等の自己決定を尊重し、意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要な支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス、障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。
- ②身近な地域で障害福祉サービス等を利用できるよう、提供体制の確保を図ります。また、障がいの種別によらない一元的な障害福祉サービス等の充実を図ります。
- ③障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、地域生活支援の拠点づくり、インフォーマルサービスの提供等、障がい者等の生活を地域全体で支える包括的ケアシステムの構築を図ります。
- ④地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域づくりに向けた支援、断らない相談支援、つながりや参加の支援など重層的な支援体制の整備を推進します。
- ⑤障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援するため、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保を図るとともに、障がいの種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を

図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

更に、障がい児がこれらの支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

加えて、医療的ケア児が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

- ⑥障害福祉サービス等の提供を担う人材の確保・定着を図るため、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うとともに、福祉現場におけるハラスメント対策や事務負担の軽減、業務の効率化に関係者が協力して取り組みます。

- ⑦障害者による文化芸術活動の推進に関する法律を踏まえ、合理的配慮の提供とそのため環境整備に留意しながら、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律を踏まえ、視覚障がい者等の読書環境の整備を推進します。

更に、障がい者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」を踏まえ、関係部局との連携を図りつつ、障がいの特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障がい当事者によるICT活用等の促進を図ります。

- ⑧近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへ対応していくための事業継続力強化の体制整備を促進していきます。

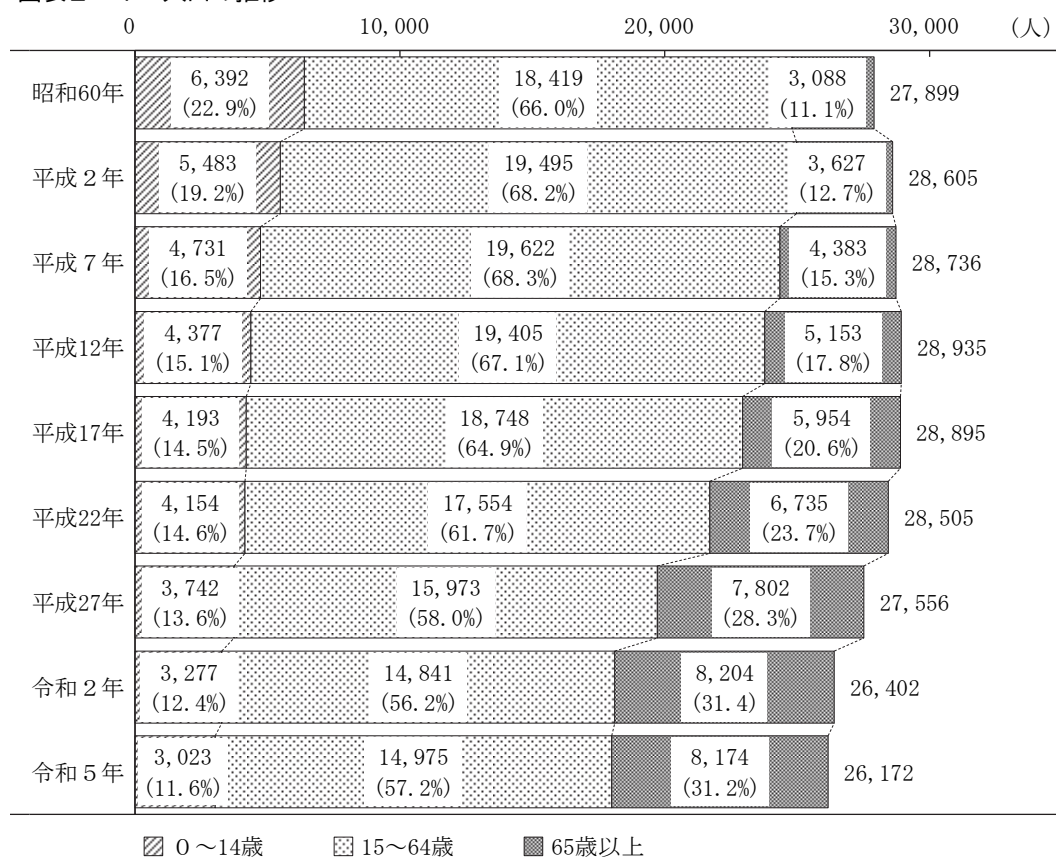
第2章 障がい者などの状況

1 人口の推移

国勢調査による本町の総人口は、令和2年10月1日現在26,402人です。平成12年までは増加していましたが、平成17年以降は減少に転じています。

年齢3区分別にみると、0～14歳人口、15～64歳人口が減少を続けているのに対して、65歳以上人口は年々増加し、令和2年には8,204人、総人口に占める割合（高齢化率）は31.4%となっています。

図表2-1 人口の推移



（注）総人口は年齢不詳を含む。

資料：令和2年までは「国勢調査」、令和5年は4月1日現在の「住民基本台帳人口」。

2 身体障害者手帳などの所持者

(1) 身体障害者手帳などの所持者数の推移

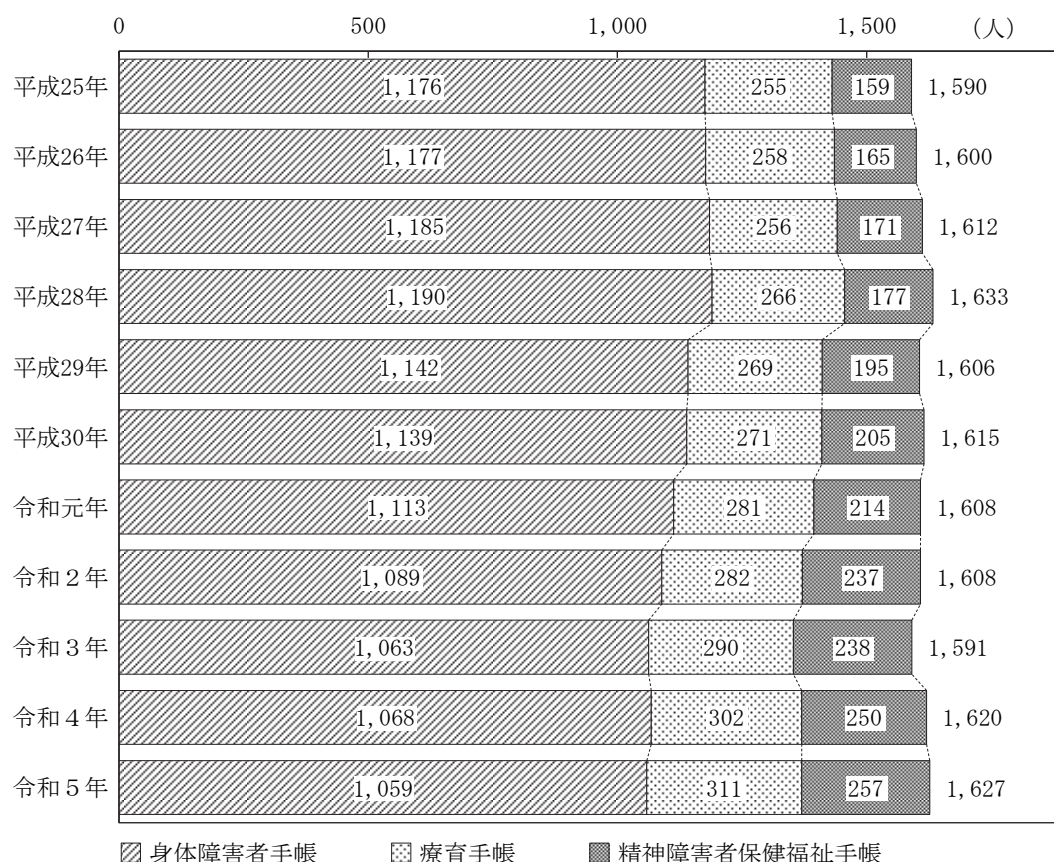
令和5年3月末日現在、障害者手帳を所持している人の総数は1,627人です。手帳の種類別にみると、身体障害者手帳所持者が1,059人、療育手帳所持者が311人、精神障害者保健福祉手帳所持者が257人となっています。

複数の障がいをあわせもつ人がいますが、概ね住民の6.2%、つまり約16人に1人が何らかの障がいを有していることになります。

障害者手帳を所持している人は平成28年までは増加していましたが、平成29年に27人減少しました。その後増減を繰り返し、令和3年には1,600人を割り込みましたが、令和4年、令和5年は増加しています。手帳の種類別にみると、身体障害者手帳所持者は減少し、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者は増加する傾向にあります（図表2-2）。

年齢別にみると、65歳以上が891人で、54.8%を占めています（図表2-3）。

図表2-2 障がい種別ごとの障がい者数の推移



資料：身体障害者更生相談所、県障がい福祉課、西濃保健所（各年3月末日現在）

図表2-3 年齢別にみた障がい者数

単位：人、（％）

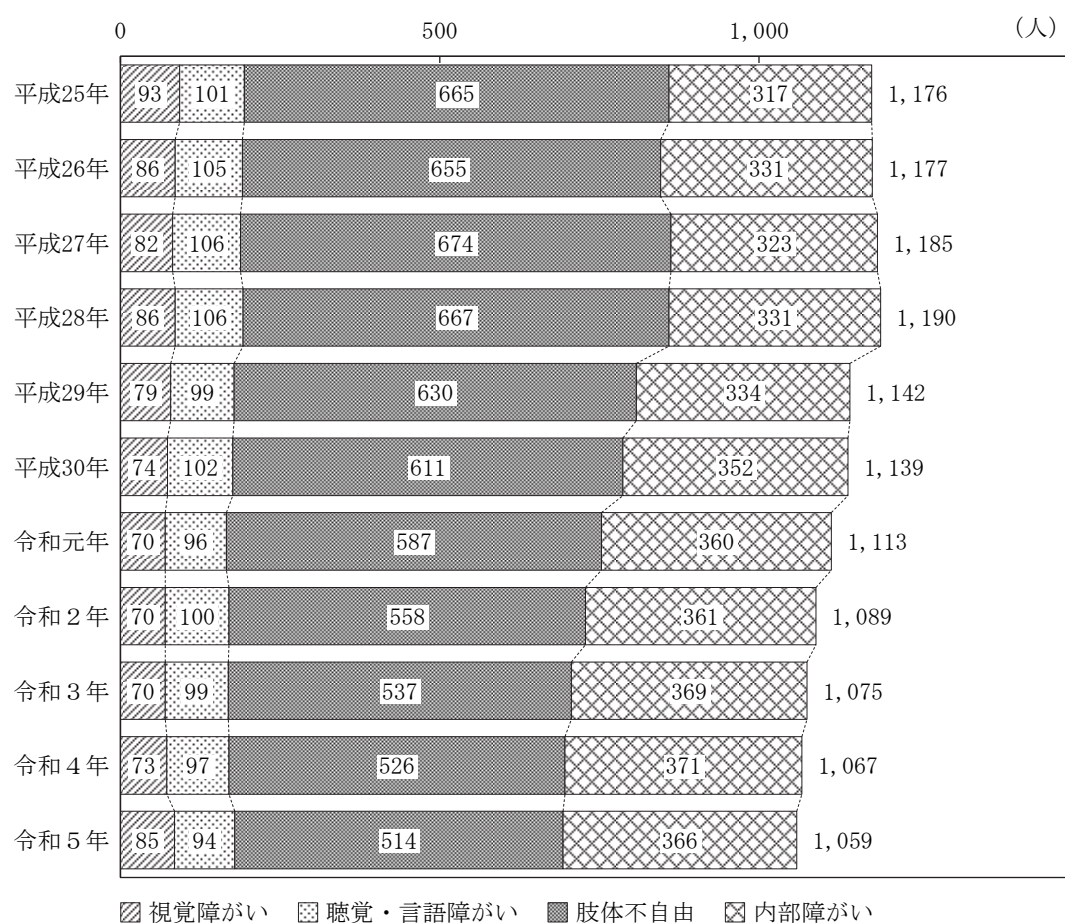
区 分	身体障がい のある人	知的障がい のある人	精神障がい のある人	合 計
平成23年	1,151	238	121	1,510 (100.0)
18歳未満	27	65	4	96 (6.4)
18～39歳	61	76	28	165 (10.9)
40～64歳	277	77	69	423 (28.0)
65歳以上	786	20	20	826 (54.7)
平成29年	1,142	269	195	1,606 (100.0)
18歳未満	19	72	3	94 (5.9)
18～39歳	52	97	53	202 (12.6)
40～64歳	226	70	85	381 (23.7)
65歳以上	845	30	54	929 (57.8)
令和2年	1,089	282	237	1,608 (100.0)
18歳未満	14	61	4	79 (4.9)
18～39歳	55	113	55	223 (13.9)
40～64歳	205	74	119	398 (24.7)
65歳以上	815	34	59	908 (56.5)
令和5年	1,059	311	257	1,627 (100.0)
18歳未満	16	79	9	104 (6.4)
18～39歳	49	118	58	225 (13.8)
40～64歳	197	79	131	407 (25.0)
65歳以上	797	35	59	891 (54.8)
増 減 (H23～R5年)	▲92 (▲8.0)	73 (30.7)	136 (112.4)	117 (7.7)

資料：身体障害者更生相談所、県障がい福祉課、西濃保健所（各年3月末日現在）

(2) 身体障がいのある人

身体障害者手帳所持者は、平成28年までは増加していましたが、平成29年以降は減少に転じており、令和5年3月末日現在1,059人となっています。身体障がいの種類別にみると、肢体不自由が514人で、48.5%を占めていますが、減少を続けており、平成25年に比べて151人減少しています。視覚障がい及び聴覚・言語障がいは増減を繰り返していますが、平成25年に比べるとわずかに減少しています。内部障がいは平成25年に比べて49人増加しています（図表2－4）。

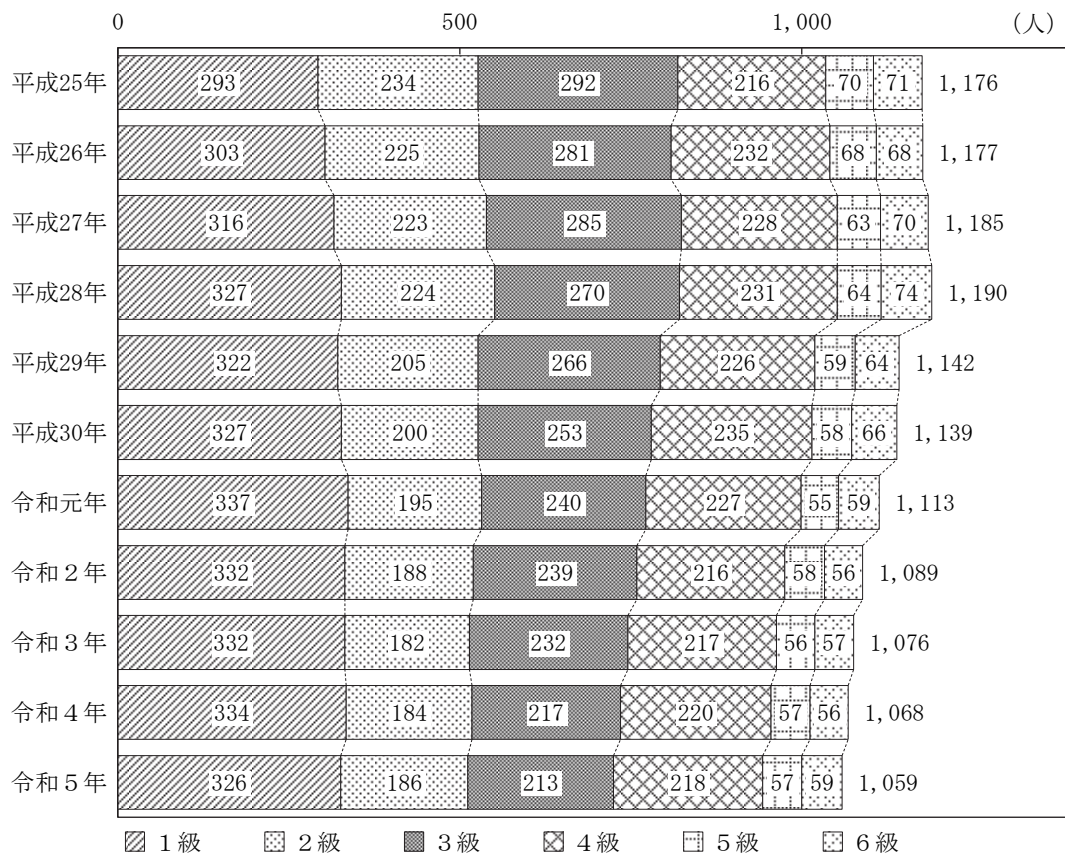
図表2－4 障がいの種類別にみた障害者手帳所持者数の推移



資料：身体障害者更生相談所（各年3月末日現在）

障がい等級別にみると、最重度の1級が326人（30.8%）と最も多くなっています。これに2級を加えた重度が512人（48.3%）、3・4級の中度が431人（40.7%）、5・6級の軽度が116人（11.0%）となっています（図表2-5）。

図表2-5 障がい等級別にみた身体障害者手帳所持者数の推移



資料：身体障害者更生相談所（各年3月末日現在）

障がいの種類別に等級をみると、視覚障がいは1・2級が多く、内部障がいは1級が多くなっています。聴覚・言語障がいは2・4・6級が多く、肢体不自由は2～4級が多くなっています（図表2-6）。

図表2-6 障害等級別・障がいの種類別にみた身体障害者手帳所持者数

単位：人

区分	視覚障がい	聴覚・言語障がい	肢体不自由	内部障がい	計
1級	34	7	93	192	326
2級	30	28	120	8	186
3級	6	15	107	85	213
4級	5	21	111	81	218
5級	6	2	49	—	57
6級	4	21	34	—	59
計	85	94	514	366	1,059

資料：身体障害者更生相談所（令和5年3月末日現在）

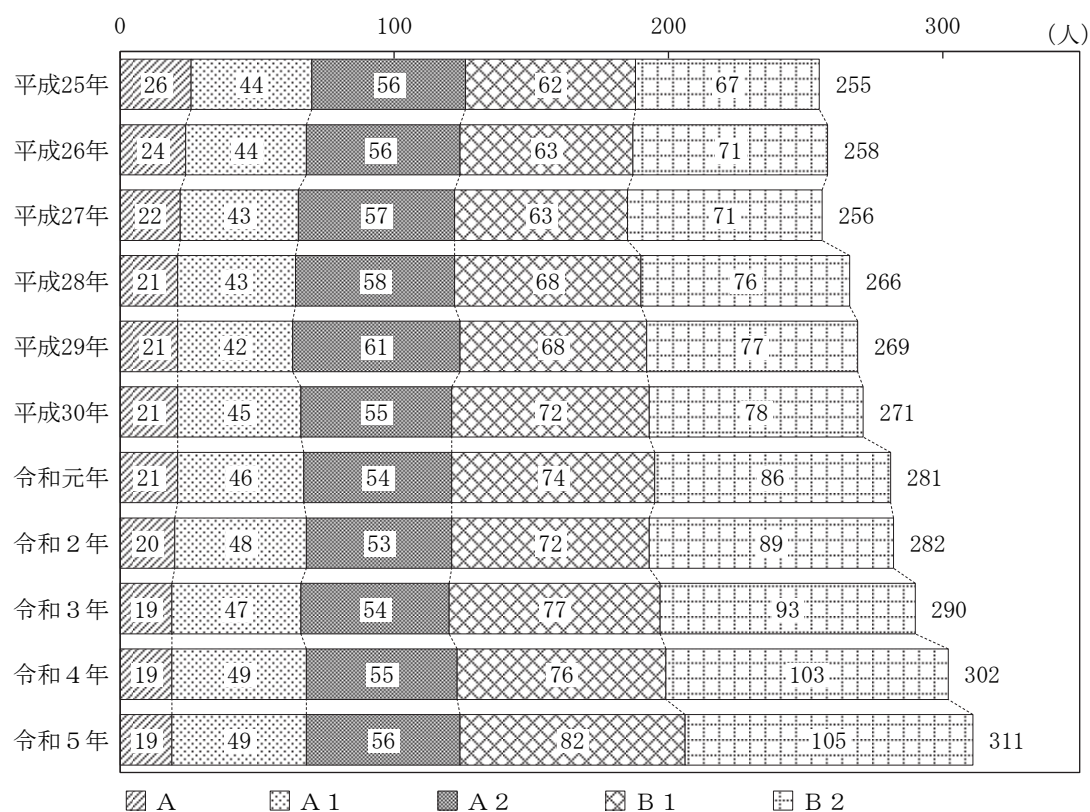
(3) 知的障がいのある人

療育手帳所持者は、令和5年3月末日現在311人となっており、増加傾向にあります。

障がいの程度別にみると、重度のA（A、A1（最重度）、A2（重度））が124人（39.9%）、中度のB1が82人（26.4%）、軽度のB2が105人（33.8%）となっています。

平成25年に比べると、B2が38人増、B1が20人増と中軽度が大幅に増加してきています（図表2-7）。

図表2-7 障がいの程度別にみた療育手帳所持者数の推移



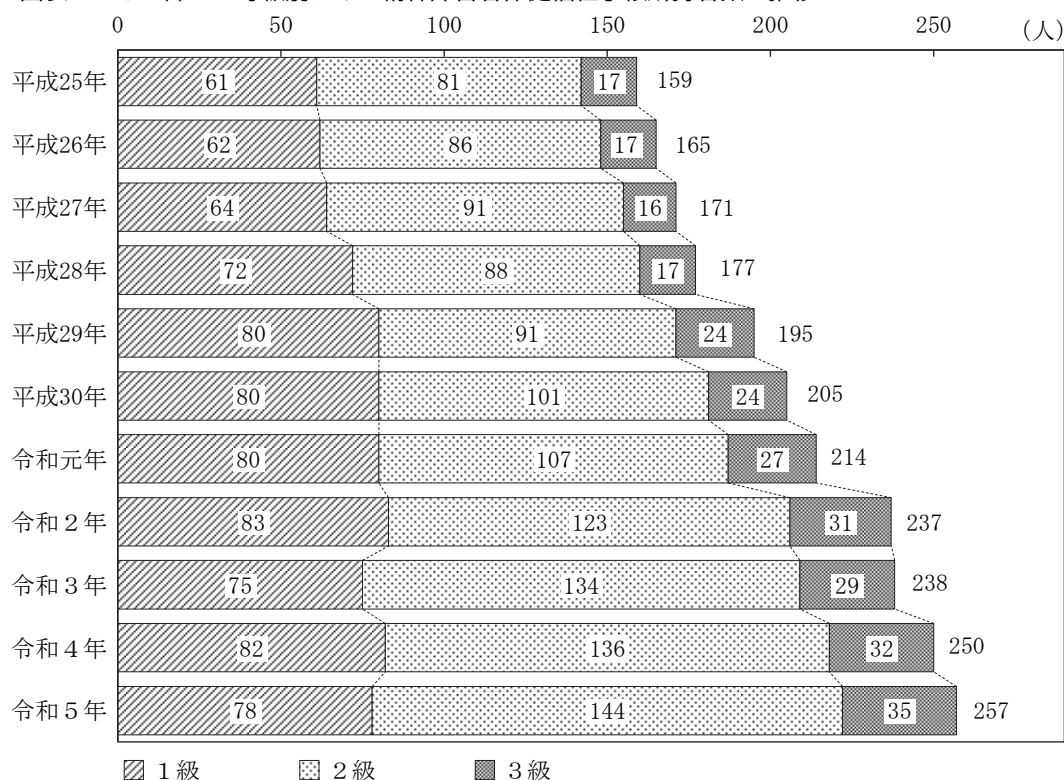
資料：県障がい福祉課（各年3月末日現在）

(4) 精神障がいのある人

精神障害者保健福祉手帳所持者は、令和5年3月末日現在257人となっており、増加が続いています。障害等級別にみると、2級が144人（56.0%）と最も多く、次いで1級が78人（30.4%）、3級が35人（13.6%）となっています。平成25年と比べると、人数では2級が63人の増加と最も多く、増加の割合では3級が105.9%増と大きくなっています（図表2-8）。

年齢別にみると、40～64歳が131人（51.0%）を占めています（図表2-9）。

図表2-8 障がい等級別にみた精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：西濃保健所（各年3月末日現在）

図表2-9 性別・年齢別・障害等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数

単位：人

区 分	18歳未満	18～39歳	40～64歳	65歳以上	合 計
1 級	2	14	29	33	78
2 級	6	34	78	26	144
3 級	1	10	24	0	35
合 計	9	58	131	59	257

資料：西濃保健所（令和5年3月末日現在）

自立支援医療（精神通院医療）は、通院による精神医療を受ける必要がある人の通院医療費の自己負担を軽減するための公費負担医療制度であり、令和5年3月末日の受給者は312人です。精神疾患分類別にみると、「気分障害」が133人と最も多く、次いで「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」が63人となっています（図表2－10）。

図表2－10 精神疾患分類別自立支援医療（精神通院）受給者数

単位：人

ICD-10コード	名 称	人数
F 0	症状性を含む器質性精神障害	18
F 1	精神作用物質使用による精神及び行動の障害	8
F 2	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	63
F 3	気分障害	133
F 4	神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	25
F 5	生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	1
F 6	成人の人格及び行動の障害	0
F 7	精神遅滞	2
F 8	心理的発達の障害	24
F 9	小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	11
G40	てんかん	27
F 99	その他の精神障害	0
合 計		312

資料：西濃保健所（令和5年3月末日現在）

（5）難病患者

平成25年4月から、障害者総合支援法に定める障がい児・者の対象に、難病患者が加わり、障害福祉サービス、相談支援等の対象となりました。障害者総合支援法における難病の範囲は、令和3年11月1日から366疾病となっています。また、児童の慢性疾病については、小児慢性特定疾病医療費助成制度が実施され、現在16疾患群788疾病がその対象として認定されています。

本町における令和5年3月末日の指定難病認定者は133人となっており、潰瘍性大腸炎、パーキンソン病、全身性強皮症の順に多くなっています（図表2－11）。

小児慢性特定疾病児童数は23人です（図表2－12）。

図表2-11 指定難病認定者数

単位：人

指定難病名	人 数	指定難病名	人 数
筋萎縮性側索硬化症	1	特発性血小板減少性紫斑病	1
脊髄性筋萎縮症	1	後縦靱帯骨化症	4
進行性核上性麻痺	2	広範脊柱管狭窄症	2
パーキンソン病	13	特発性大腿骨頭壊死症	2
重症筋無力症	2	下垂体性ADH分泌異常症	1
多発性硬化症／視神経脊髄炎	8	下垂体前葉機能低下症	2
慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	1	特発性間質性肺炎	3
脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く)	3	肺動脈性肺高血圧症	1
もやもや病	1	網膜色素変性症	5
天疱瘡	1	クローン病	6
多発血管炎性肉芽腫症	1	潰瘍性大腸炎	34
全身性エリテマトーデス	2	ドラベ症候群	1
皮膚筋炎／多発性筋炎	4	一次性ネフローゼ症候群	2
全身性強皮症	9	ビタミンD抵抗性くる病／骨軟化症	1
混合性結合組織病	2	強直性脊椎炎	3
シェーグレン症候群	3	I g G 4 関連疾患	3
特発性拡張型心筋症	1	好酸球性副鼻腔炎	4
再生不良性貧血	3	合 計	133

(注) 該当のある疾病のみ記載

資料：西濃保健所（令和5年3月末日現在）

図表2-12 小児慢性特定疾病児童数

単位：人

番号	疾 患 群	人 数	番号	疾 患 群	人 数
1	悪性新生物	3	9	血液疾患	3
2	慢性腎疾患	2	10	免疫疾患	0
3	慢性呼吸器疾患	2	11	神経・筋疾患	2
4	慢性心疾患	3	12	慢性消化器疾患	5
5	内分泌疾患	3	13	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	0
6	膠原病	0	14	皮膚疾患群	0
7	糖尿病	0	15	骨系統疾患	0
8	先天性代謝異常	0	16	脈管系疾患	0
資料：西濃保健所（令和5年3月末日現在）				合 計	23

3 障害支援区分

(1) 障害支援区分の認定者

令和5年3月末日現在、障害支援区分認定を受けている人は129人となっており、うち知的障がいのある人が96人で、74.4%を占めています。また、障害支援区分では最も支援の必要度が高い区分6が34人（26.4%）と多くなっています。

平成26年と比べると、全体では23人増加しており、特に区分6の増加が9人と多くなっています（図表2-13）。

図表2-13 障害支援区分の認定状況

単位：人

区 分		障害支援区分						計
		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	
平成 26 年	身 体	2	3	5	6	4	22	42
	知 的	0	10	14	15	14	3	56
	精 神	1	2	5	0	0	0	8
	計	3	15	24	21	18	25	106
平成 29 年	身 体	2	1	3	0	1	8	15
	知 的	1	5	18	14	13	24	75
	精 神	1	4	5	2	0	1	13
	難病	0	0	0	0	0	0	0
	計	4	10	26	16	14	33	103
令 和 2 年	身 体	1	2	3	0	3	3	12
	知 的	0	7	18	21	17	26	89
	精 神	0	6	3	2	0	1	12
	難病	0	0	0	0	0	0	0
	計	1	15	24	23	20	30	113
令 和 5 年	身 体	1	2	4	1	4	3	15
	知 的	0	9	17	22	18	30	96
	精 神	0	9	5	3	0	1	18
	難病	0	0	0	0	0	0	0
	計	1	20	26	26	22	34	129

資料：健康福祉課（各年3月末日現在）

(2) 障害福祉サービス等支給決定者

障害福祉サービスの支給決定者は増加を続けており、令和4年度は210人となっています。

障害児通所サービス支給決定者は、令和4年度は107人となっています。平成30年度以降増減を続けていましたが、令和4年度は前年から28人の大幅な増加となっています（図表2-14）。

図表2-14 障害福祉サービス等支給決定者の推移

単位：人

種 別	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
障害福祉サービス	178	182	198	200	210
障害児通所サービス	73	66	72	79	107

資料：健康福祉課（各年度末日現在）

第3章 基本的な考え方

1 前期計画(第6期垂井町障がい福祉計画・第2期垂井町障がい児福祉計画)の目標と実績

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和5年度末までに、令和元年度末時点の施設入所者数14人のうち、1人(7.1%)が地域での生活に移行することを目標としていましたが、地域生活移行者はありませんでした。

また、施設入所者数を1人削減し13人とする目標については、新規利用者が1人あり、令和5年度末時点の施設入所者数は15人と1人増加しています。

図表3-1 福祉施設入所者の地域生活への移行数の目標数値

基準値		目 標		実 績
令和元年度末の施設入所者数	14人	令和5年度末までの地域生活移行者数	1人(7.1%)	0人
		令和5年度末時点の施設入所削減者数	1人(7.1%)	0人
		令和5年度末時点の施設入所者数	13人	15人

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健、医療、福祉関係者等による協議の場については、令和5年度に西濃圏域で設置しました。

図表3-2 保健、医療、福祉関係者等による協議の場の設置

項 目	目 標	実 績
保健、医療、福祉関係者等による協議の場の設置	令和5年度末までに西濃圏域で設置	令和5年度設置
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	0回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	2人	0人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	0回

(3) 地域生活支援拠点等の整備

近隣市町との連携のもと、令和2年度に西濃圏域に1か所整備したところであり、その機能の充実を図るため、定期的に運用状況の検証、検討を年1回実施しています。

図表3-3 地域生活支援拠点等有する機能の充実

項 目	目 標	実 績
地域生活支援拠点等	1 か所	設置済
運用状況の検証、検討回数	年 1 回	1 回

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加

福祉施設から一般就労へ移行する人については、全体では9人を目標としていましたが、就労移行支援が1人、就労継続支援A型が2人、就労継続支援B型が1人、合計4人となっています。

図表3-4 福祉施設から一般就労への移行目標数値

基準値		目 標		実 績	
令和元年度の一般就労移行者数		令和5年度の一般就労移行者数		令和4年度の一般就労移行者数	
全体	6人	全体	9人(1.5倍)	全体	4人(0.7倍)
就労移行支援	2人	就労移行支援	3人(1.5倍)	就労移行支援	1人(0.5倍)
就労継続支援A型	3人	就労継続支援A型	4人(1.3倍)	就労継続支援A型	2人(0.7倍)
就労継続支援B型	1人	就労継続支援B型	2人(2.0倍)	就労継続支援B型	1人(1.0倍)
自立訓練	0人				

② 職場定着率の増加

令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業の利用者を7人、77%とすることを目標としていましたが、2人(50.0%)となっています。

なお、町内に事業所はないため、就労定着支援事業所の就労定着率の目標は該当していません。

図表3-5 職場定着率

項 目	目 標	実 績
令和5年度の年間就労定着支援事業利用者数	7人(77%)	2人(50.0%)

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

①重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実、②主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保、③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置・コーディネーターの配置については、圏域での設置を目標としていましたが、いずれも設置されていません。

図表3-6 障がい児支援の提供体制の整備等

項 目	目 標	実 績
児童発達支援センターの設置	令和5年度までに圏域で設置	未設置
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	令和5年度までに体制構築	未設置
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	令和5年度までに圏域で設置	未設置
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	令和5年度までに圏域で設置	未設置
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	令和5年度までに圏域で設置	未設置
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	令和5年度までに圏域で設置	未設置

(6) 相談支援体制の充実・強化等

基幹相談支援センターを中心とした、総合的・専門的な相談支援については、訪問等による専門的な指導・助言は、やや目標件数を下回っています。相談支援事業者の人材育成の支援は、目標件数を大きく上回り、相談機関との連携強化の取組は、概ね目標どおりとなっています。

図表3-7 相談支援体制の充実・強化のための取組

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	目標	18件	20件	22件
	実績	16件	10件	15件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	目標	18件	20件	22件
	実績	44件	70件	50件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	目標	8回	9回	10回
	実績	6回	7回	10回

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等に係る各種研修の活用については、目標どおり毎年度2人が参加しています。障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有については、実施できていません。

図表3-8 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	目標	2人	2人	2人
	実績	2人	2人	2人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	目標	1回	1回	1回
	実績	0回	0回	0回

2 本計画(第7期垂井町障がい福祉計画・第3期垂井町障がい児福祉計画)の目標

基本指針においては、地域生活への移行、就労支援などの課題に対応するため、令和8年度を目標年度とする必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、次に掲げる事項に係る目標（以下「成果目標」という。）を設定することが適当であるとされています。

図表3-9 基本指針に示された成果目標

区 分	成果目標（計画期間が終了する令和8年度末の目標）
①施設入所者の地域生活への移行	・地域移行者数：令和4年度末施設入所者の6%以上 ・施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減
②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	・精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上 ・精神病床における1年以上入院患者数（65歳以上、65歳未満） ・精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上
③地域生活支援の充実	・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと ・強度行動障がい有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】
④福祉施設から一般就労への移行	・一般就労への移行者数：令和3年度の1.28倍 ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】 ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進【新規】 ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上 ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上
⑤障害児支援の提供体制の整備等	1 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進 ・児童発達支援センターの設置：各市町村又は圏域に1か所以上 ・全市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築 2 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築 ・各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築 3 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課

	後等デイサービス事業所の確保 ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1か所確保 4 医療的ケア児支援センター（都道府県ごと）の設置、医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置 ・各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新規】 5 障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置 ・各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新規】
⑥相談支援体制の充実・強化	・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等 ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】
⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

障がいのある人の希望と自己決定・自己選択に基づき、入所施設から地域生活への移行を促進します。

- ① 令和8年度末までに、令和4年度末の施設入所者数15人のうち、1人（6.7%）が地域での生活に移行できるように努めます。
- ② 令和8年度末時点の施設入所者数については、1人減少した14人を目標とします。

図表3-10 福祉施設入所者の地域生活への移行数

基準値		成果目標		（参考） 基本指針
令和4年度末の施設入所者数	15人	令和8年度末までの地域生活移行者数	1人（6.7%）	6%以上
		令和8年度末時点の施設入所削減者数	1人（6.7%）	5%以上
		令和8年度末時点の施設入所者数	14人	

（注）前期計画が未達成の場合は加算

（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

○市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

保健、医療、福祉関係者による協議の場としては、令和5年度に養老町、関ヶ原町と共同で設置しました。協議の場の開催等は、今後実施していきます。

図表3-11 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（活動指標）

活動指標		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	1	1	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	10	10	10
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	1	1	1

（3）地域生活支援の充実

① 地域生活支援の充実

地域生活支援拠点は、令和2年度に西濃圏域に1か所整備したところであり、その機能の充実を図るため、定期的に運用状況の検証、検討を行います。コーディネーターは、令和8年度までに配置します。

図表3-12 地域生活支援の充実

基準値		成果目標		（参考）基本指針
地域生活支援拠点	1か所	令和8年度末までに1つ以上確保	1か所	1か所以上
		コーディネーターの配置	1人	
		運用状況の検証・検討	年1回	年1回以上運用状況を検証・検討

② 強度行動障がいを有する者への支援体制の充実

強度行動障がいを有する者の支援体制の充実を図るため、西濃圏域が共同して、令和6年度から、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づき、地域の関係機関が連携して支援体制の整備を推進します。

図表3-13 強度行動障がいを有する者への支援体制の整備

成果目標		（参考）基本指針
強度行動障がいを有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備【新規】	共同で設置	令和8年度末までに、強度行動障がいを有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備

（4）福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加

就労移行支援事業などの推進により、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行に努めます。

福祉施設から一般就労への移行者数は全体では4人とすることを目標とします。就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型のそれぞれに係る移行者数の目標は図表3-14のとおりとします。

図表3-14 福祉施設から一般就労への移行者数

基準値		成果目標		(参考) 基本指針
令和3年度の一般就労移行者数		令和8年度の一般就労移行者数		令和8年度の一般就労移行者数
全体	3人	全体	4人(1.33倍)	全体:1.28倍
就労移行支援	1人	就労移行支援	2人(2.0倍)	就労移行支援:1.31倍
就労継続支援A型	1人	就労継続支援A型	2人(2.0倍)	就労継続支援A型:1.29倍
就労継続支援B型	1人	就労継続支援B型	0人(-)	就労継続支援B型:1.28倍

(注) 前期計画が未達成の場合は加算

なお、町内に就労移行支援事業所は整備されていないため、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合についての目標は設定しません。事業所が整備された場合には、100%を目標とします。

② 就労定着支援事業の利用者の増加

令和8年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業の利用者を3人以上とすることを目標とします。

図表3-15 就労定着支援事業の利用者

成果目標		(参考) 基本指針
令和8年度末の就労定着支援事業の利用者数	3人以上	就労定着支援事業の利用者数は、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とする

③ 就労定着支援事業所の就労定着率の増加

町内に就労定着支援事業所は整備されていないため、就労定着率が70%以上の事業所の割合についての目標は設定しません。事業所が整備された場合には、100%とすることを目標とします。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

圏域に児童発達支援センターは設置されていません。保育所等訪問支援事業所は民

間の事業所が2か所あります。今後も、関係機関と連携して、重層的な障害児通所支援の体制を構築します。

図表3-16 児童発達支援センターの設置

基準値		成果目標		(参考) 基本指針
令和5年度における児童発達支援センター	—	令和8年度末の設置数	圏域で設置	令和8年度末までに、市町村に少なくとも1か所以上設置

図表3-17 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制の構築

基準値		成果目標		(参考) 基本指針
推進体制の構築	無		有	令和8年度末までに、市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制を構築
令和5年度の保育所等訪問支援の事業所数	—	令和8年度末の事業所数	圏域で構築	

② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

町内に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業と放課後等デイサービス事業を実施する事業所はなく、令和8年度末までに圏域で設置することを目標とします。

図表3-18 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所

基準値		成果目標		(参考) 基本指針
令和5年度の重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	—	令和8年度末の事業所数	圏域で設置	令和8年度末までに、市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保
令和5年度の重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	—	令和8年度末の事業所数	圏域で設置	

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置・コーディネーターの配置

保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場については、令和8年度末までに圏域で設置します。

医療的ケア児等に関するコーディネーターについては、令和8年度末までに圏域で設置します。

図表3-19 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置・コーディネーターの配置

基準値		活動指標		(参考) 基本指針
令和5年度の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	—	令和8年度末の協議の場	圏域で設置	令和8年度末までに協議の場を設置
令和5年度の医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	—	令和8年度末のコーディネーター配置数	圏域で1人を配置	令和8年度末までに配置

(6) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するため、基幹相談支援センターが中心となり、委託相談支援事業所と連携して、地域の相談支援体制の強化を図ります。

図表3-20 基幹相談支援センターの設置

基準値		成果目標		(参考) 基本指針
令和5年度における基幹相談支援センター	1か所 (共同)	令和8年度末 の設置数	1か所	令和8年度末までに、市町村に設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保

図表3-21 基幹相談支援センターによる地域の相談支援の強化

活動指標		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	10	10	10
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	件	6	6	6
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	6	6	6
個別事例の支援内容の検証の実施回数	回	2	2	2
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	人	0	1	1

図表3-22 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

活動指標			令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討	実施回数(頻度)	回	6	6	6
	参加事業者・機関数	か所	18	18	18
協議会の専門部会	設置数	部会	5	5	5
	実施回数(頻度)	回	12	12	12

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、事業所への指導や支援などの連携を進めるとともに、障がい者自立支援協議会を活用し、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を進めます。

図表3-23 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

活動指標		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害福祉サービス等に係る各種研修への町職員参加人数	人	2	2	2
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	回	1	1	1

第4章 障害福祉サービス等

1 障害福祉サービス等の種類

次に示す訪問系、日中活動系、居住系の障害福祉サービス及び相談支援について記載しています。

サービスの種類		サービスの内容	区分
訪問系サービス	居宅介護 (ホームヘルプサービス)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	介護
	重度訪問介護	重度の障がい者に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。	
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。	
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。	
日中活動系サービス	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	介護
	自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。	訓練
	自立訓練(生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	
	就労選択支援	就労アセスメントの手法を活用して、障がい者の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを行います。	
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
	就労継続支援(A型)	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。	
	就労継続支援(B型)	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。	
	就労定着支援	就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。	
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をします。	介護
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	
居住系サービス	自立生活援助	障害者支援施設やグループホームを利用していた人などを対象として、巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。	訓練
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。	
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	介護

サービスの種類		サービスの内容	区分
相談支援	計画相談支援	サービス利用支援及び継続サービス利用支援をいいます。サービス利用支援は、心身の状況や環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定後にサービス等利用計画を作成します。継続サービス利用支援は、一定期間ごとにサービス等利用計画を検証し、その結果等を勘案して見直しを行い、その変更等を行います。	—
	地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院に入所・入院している障がいに対して、住居の確保その他地域生活に移行するための相談等を行います。	—
	地域定着支援	居宅でひとり暮らしをする障がい者に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談等を行います。	

介護＝介護給付 訓練＝訓練等給付

2 訪問系サービス

① サービスの利用状況

自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護を行う居宅介護は、利用者、利用時間ともに計画を下回っています。令和5年8月利用分をみると、利用実人数は18人、延べ利用時間は310.75時間となっています。障害支援区分別にみると、利用者は区分2が最も多く、延べ利用時間は区分6が最も多くなっています。町内事業所は、「おおぞら」があります。西濃圏域(町内を除く。)においても10事業所の利用があります。

重度の障がいのある人に、自宅で身体介護や家事援助、外出時の移動支援を行う重度訪問介護の利用者は計画どおり、各年度1人となっています。令和5年8月利用分をみると、支給決定者は1人で利用はありませんでした。町内事業所は「おおぞら」があります。

視覚に障がいのある人の外出時の援護を行う同行援護は、計画を下回り、各年度2人の利用となっています。令和5年8月利用分をみると、支給決定者は6人、利用実人数は1人、延べ利用時間は10.5時間となっています。

図表4-1 訪問系サービスの計画と実績

区 分			単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 (ホームヘルプ サービス)	計画	利用者数	人/月	25	26	27
		利用量	時間/月	500	520	540
	実績	利用者数	人/月	19	19	19
		利用量	時間/月	365	343	371
重度訪問介護	計画	利用者数	人/月	1	1	2
		利用量	時間/月	82	82	170
	実績	利用者数	人/月	1	1	1
		利用量	時間/月	65	64	60
同行援護	計画	利用者数	人/月	5	5	6
		利用量	時間/月	50	50	60
	実績	利用者数	人/月	2	2	2
		利用量	時間/月	10	20	32
行動援護	計画	利用者数	人/月	12	12	13
		利用量	時間/月	84	84	91
	実績	利用者数	人/月	7	7	8
		利用量	時間/月	47	42	43

(注) 令和5年度は4～8月分の平均

資料：健康福祉課

重度の知的障がい又は精神障がいのある人の援護や外出時の移動支援を行う行動援護の利用者は12～13人を見込んでいましたが、7～8人で推移しています。令和5年8月利用分をみると、利用実人数は6人、延べ利用時間は27.5時間となっています。町内事業所としては「おおぞら」があり、そのほか西濃圏域（町内を除く。）においても1事業所の利用があります（図表4－1～図表4－4）。

図表4－2 訪問系サービスの利用状況

区 分		区分 なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
居宅 介護	支給決定者数（人）	0	1	9	5	4	3	8	30
	利用実人数（人）	0	1	7	4	3	0	3	18
	1人平均利用時間（時間）	0	4	8.4	14.6	6	0	57.2	17.3
	延べ利用時間（時間）	0	4	59	58.25	18	0	171.5	310.75
重度 訪問 介護	支給決定者数（人）				0	0	1	0	1
	利用実人数（人）				0	0	0	0	0
	1人平均利用時間（時間）				0	0	0	0	0
	延べ利用時間（時間）				0	0	0	0	0
同行 援護	支給決定者数（人）	5	0	1	0	0	0	0	6
	利用実人数（人）	0	0	1	0	0	0	0	1
	1人平均利用時間（時間）	0	0	10.5	0	0	0	0	10.5
	延べ利用時間（時間）	0	0	10.5	0	0	0	0	10.5
行動 援護	支給決定者数（人）	0			1	0	4	5	10
	利用実人数（人）	0			0	0	2	4	6
	1人平均利用時間（時間）	0			0	0	9	2.4	4.6
	延べ利用時間（時間）	0			0	0	18	9.5	27.5

資料：健康福祉課（令和5年8月利用分）

図表4－3 町内における地域資源

サービスの種類	事業所名	法人名	対象障がい				
			身体	知的	精神	児童	難病
居宅介護	おおぞら	(福)あゆみの家	○	○	○	○	○
重度訪問介護	おおぞら	(福)あゆみの家					
行動援護	おおぞら	(福)あゆみの家		○	○	○	○

資料：県障害福祉課（令和5年8月1日現在）

図表4-4 事業所別利用状況

単位：事業所

区 分		町内	西濃圏域 (町内以外)	県内 (西濃以外)	県外	計
居宅介護	令和2年	2	8	0	0	10
	令和5年	1	10	0	0	11
重度訪問介護	令和2年	1	0	0	0	1
	令和5年	0	0	0	0	0
同行援護	令和2年	0	0	0	0	0
	令和5年	0	0	1	0	1
行動援護	令和2年	1	2	0	0	3
	令和5年	1	1	0	0	2

資料：健康福祉課（令和5年8月利用分）

② サービス量の見込み

これまでの利用実績から緩やかな増加で推移すると見込みました。

なお、重度障害者等包括支援については、全国的に利用は少なく、町内、近隣市町にも事業所はなく、利用実績がないことから利用は見込んでいません。ただし、利用を制限するものではありません。

図表4-5 訪問系サービスの見込量み一覧

区 分		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	利用者数	人／月	21	22	23
	利用量	時間／月	388	406	424
重度訪問介護	利用者数	人／月	1	1	2
	利用量	時間／月	60	60	60
同行援護	利用者数	人／月	3	4	4
	利用量	時間／月	40	51	51
行動援護	利用者数	人／月	8	9	10
	利用量	時間／月	50	57	64
重度障害者等包括支援	利用者数	人／月	0	0	0
	利用量	時間／月	0	0	0

③ サービスの確保策

- サービス内容や利用方法を周知するなど、適切な利用を促進します。
- 事業所に対して、感染予防対策、感染時の対応についての研修、情報提供を行い、必要なサービス提供の確保を図ります。

3 日中活動系サービス

(1) 生活介護

① サービスの利用状況

常時介護を必要とする障がいのある人に、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供する生活介護の利用者は、概ね計画どおりとなっています。令和5年8月利用分をみると、利用実人数は79人、1人当たりの平均利用日数は19.5日となっています。町内事業所としては、「デイセンターあゆみの家」「第二あゆみの家」「垂井町デイサービスセンター」「垂井町福祉事業所けやきの家」の4か所があります。そのほか、西濃圏域（町内を除く。）13事業所、県内（西濃圏域を除く。）6事業所、県外1業所と多数の利用があります（図表4-6～図表4-9）。

図表4-6 生活介護の計画と実績

区 分			単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	計画	利用者数	人／月	75	77	80
		利用量	日／月	1,417	1,447	1,504
	実績	利用者数	人／月	77	77	79
		利用量	日／月	1,447	1,427	1,563

（注）令和5年度は4～8月分の平均
資料：健康福祉課

図表4-7 生活介護の利用状況

区 分	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
支給決定者数（人）			0	12	21	19	29	81
利用実人数（人）			0	12	20	19	28	79
1人平均利用日数（日）			0	19.8	17.6	19.4	20.7	19.5
延べ利用日数（日）			0	237	352	369	579	1,537

資料：健康福祉課（令和5年8月利用分）

図表4-8 町内における地域資源

サービスの種類	事業所名	法人名	対象障がい					定員
			身体	知的	精神	児童	難病	
生活介護	デイセンターあゆみの家	(福)あゆみの家		○				40人
	第二あゆみの家			○				60人
生活介護 (基準該当)	垂井町デイサービスセンター	(福)垂井町社会福祉協議会	○					5人
生活介護	垂井町福祉事業所けやきの家		○	○	○		○	20人

資料：県障害福祉課、健康福祉課（令和5年8月1日現在）

図表4-9 事業所別利用状況

単位：事業所

区 分		町内	西濃圏域 (町内以外)	県内 (西濃以外)	県外	計
生活介護	令和2年	3	8	7	2	20
	令和5年	4	13	6	1	24
生活介護 (基準該当)	令和2年	1	1	0	0	2
	令和5年	1	1	0	0	2

資料：健康福祉課（令和5年8月利用分）

② サービス量の見込み

計画期間内は緩やかな増加を見込みました。

図表4-10 生活介護のサービス量の見込み

区 分		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数		人／月	81	82	83
利用量		日／月	1,579	1,598	1,615
うち重度障がい者 【新規】※	利用者数	人／月	8	8	9
	利用量	日／月	176	176	198

※強度行動障がいや高次脳機能障がい等を有する障がい者、医療的ケアを必要とする者等の重度障がい者

③ サービスの確保策

- 計画期間内については、おおむね既存事業所で供給量は確保できると考えます。特別支援学校卒業生等の利用を含め、ニーズに応じて、既存事業所の事業拡大、新規参入を働きかけるなどにより、必要なサービス量の確保に努めます。
- 日頃から事業所等と連携し、災害や感染症が発生した場合にも、サービス提供の継続、早期の再開ができるよう、研修の実施、訓練の実施等への支援に努めます。

(2) 自立訓練(機能訓練・生活訓練)

① サービスの利用状況

身体障がいのある人に、一定期間、身体機能向上に必要な訓練を行う自立訓練（機能訓練）については、利用はありませんでした。

知的障がい又は精神障がいのある人に、日中において一定期間、生活能力の向上に必要な訓練を行う自立訓練（生活訓練）については、各年度2人の利用を見込んでいましたが利用はありませんでした。

宿泊型自立訓練は、自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、夜間の居住の場を提供して昼夜を通じた訓練を実施するサービスです。各年度1人の利用を見込みましたが

利用はありませんでした。町内事業所としては、「ハートブリッジ」が自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練のサービスを提供しています（図表4-11、図表4-12）。

図表4-11 自立訓練の計画と実績

区 分			単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練 （機能訓練）	計画	利用者数	人／月	0	0	1
		利用量	日／月	0	0	8
	実績	利用者数	人／月	0	0	0
		利用量	日／月	0	0	0
自立訓練 （生活訓練）	計画	利用者数	人／月	2	2	3
		利用量	日／月	40	40	60
	実績	利用者数	人／月	0	0	0
		利用量	日／月	0	0	0
宿泊型自立訓練	計画	利用者数	人／月	1	1	1
	実績	利用者数	人／月	0	0	0

（注）令和5年度は4～8月の平均

資料：健康福祉課

図表4-12 町内における地域資源

サービスの種類	事業所名	法人名	対象障がい					定員
			身体	知的	精神	児童	難病	
自立訓練（生活訓練）	ハートブリッジ	（医）清澄会			○			10人
宿泊型自立訓練					○			20人

資料：県障害福祉課（令和5年8月1日現在）

② サービス量の見込み

現状の利用実績とほぼ同様の利用を見込みました。

図表4-13 自立訓練のサービス量の見込み

区 分		単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練（機能訓練）	利用者数	人／月	0	0	0
	利用量	日／月	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	利用者数	人／月	1	1	1
	うち精神障がい者		1	1	1
	利用量	日／月	20	20	20
宿泊型自立訓練	利用者数	人／月	1	1	1

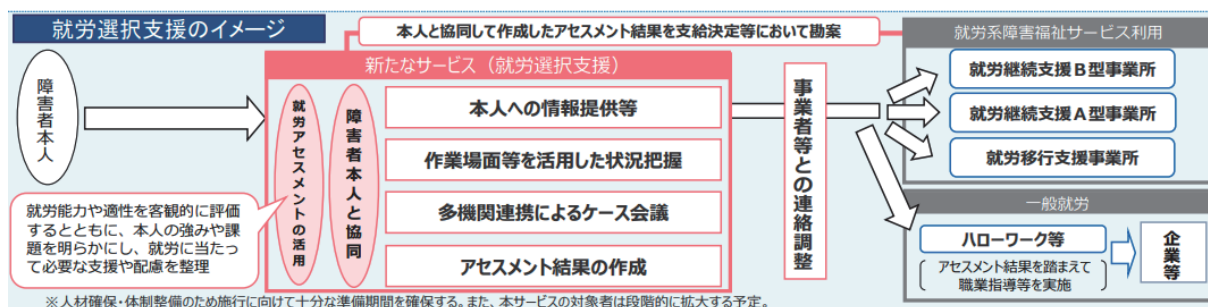
③ サービスの確保策

- 現状の体制で必要なサービス量を確保することが可能と考えます。

(3) 就労選択支援

就労選択支援は、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った就労先、働き方が選択できるよう支援するサービスです。令和7年10月からの施行が予定されています。

図表4-14 就労選択支援のイメージ



① サービス量の見込み

特別支援学校の卒業者数、事業所の体制等を勘案して、令和8年度のひと月あたりの利用者数を2人と見込みました。

図表4-15 就労選択支援のサービス量の見込み

区 分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人／月		0	2
利用量	日／月		0	30

② サービスの確保策

- 就労移行支援事業所等が実施すると予測されることから、サービスへの参入を働きかけるなどにより、必要なサービス量の確保に努めます。
- 関係機関と連携を図り、体制づくりを促進します。

(4) 就労移行支援

① サービスの利用状況

一般企業等への就労を希望する65歳未満の障がいのある人に、一定期間、就労に必要な知識と能力向上のために必要な訓練を行う就労移行支援の利用実績は、概ね計画どおりですが、令和5年度の利用日数が計画を大きく下回っています。令和5年8月利用分をみると、利用者は区分なしの3人で、1人あたりの平均利用日数は5日となっています。

町内事業所はなく、西濃圏域3事業所の利用となっています（図表4-16～図表4-18）。

図表4-16 就労移行支援の計画と実績

区 分			単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援	計画	利用者数	人／月	2	3	4
		利用量	日／月	20	30	40
	実績	利用者数	人／月	3	2	3
		利用量	日／月	38	31	12

（注）令和5年度は4～8月分の平均
資料：健康福祉課

図表4-17 就労移行支援の利用状況

区 分	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
支給決定者数（人）	3	0	0	0	0	0	0	3
利用実人数（人）	3	0	0	0	0	0	0	3
1人平均利用日数（日）	5	0	0	0	0	0	0	5
延べ利用日数（日）	15	0	0	0	0	0	0	15

資料：健康福祉課（令和5年8月利用分）

図表4-18 事業所別利用状況

単位：事業所

区 分	町内	西濃圏域 (町内以外)	県内 (西濃以外)	県外	計
令和2年	0	2	0	0	2
令和5年	0	3	0	0	3

資料：健康福祉課（令和5年8月利用分）

② サービス量の見込み

利用は減少傾向にありますが、一般就労への移行を促進する観点から緩やかな増加を見込みました。

図表4-19 就労移行支援のサービス量の見込み

区 分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人／月	3	3	4
利用量	日／月	30	30	40

③ サービスの確保策

- 新型コロナウイルス感染症発生以降、利用は低い水準で推移していますが、就労移行支援、就労定着支援は、一般就労への移行を可能にする重要なサービスであるため、町内、圏域ともに、更なる参入、事業拡大が促進されるよう働きかけを行います。

(5) 就労継続支援(A型)

① サービスの利用状況

一般企業等での就労が困難な65歳未満の障がいのある人に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識と能力向上のために必要な訓練を行う就労継続支援A型の利用実績は、概ね計画どおりに推移しています。令和5年8月利用分をみると、利用実人数は27人、1人あたりの平均利用日数は16.9日となっています。町内事業所はなく、西濃圏域（町内を除く。）7事業所、県内（西濃圏域を除く。）5事業所の利用となっています（図表4-20～図表4-22）。

図表4-20 就労継続支援A型の計画と実績

区 分		単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援 A型	計画	利用者数	人／月	28	31
		利用量	日／月	560	620
	実績	利用者数	人／月	30	31
		利用量	日／月	589	574

（注）令和5年度は4～8月分の平均

資料：健康福祉課

図表4-21 就労継続支援A型の利用状況

区 分	区分 なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
支給決定者数（人）	26	0	4	2	0	0	0	32
利用実人数（人）	21	0	4	2	0	0	0	27
1人平均利用日数（日）	15.8	0	21	20	0	0	0	16.9
延べ利用日数（日）	331	0	84	40	0	0	0	455

資料：健康福祉課（令和5年8月利用分）

図表4-22 事業所別利用状況

単位：事業所

区 分	町内	西濃圏域 (町内以外)	県内 (西濃以外)	県外	計
令和2年	0	9	3	0	12
令和5年	0	7	5	0	12

資料：健康福祉課（令和5年8月利用分）

② サービス量の見込み

利用実績は減少傾向にありますが、緩やかな増加を見込みました。

図表4-23 就労継続支援（A型）のサービス量の見込み

区 分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人／月	28	29	30
利用量	日／月	540	580	600

③ サービスの確保策

- 広域的な対応はもちろん、既存事業所の事業拡大を働きかけるなどにより、必要なサービス量の確保に努めます。

(6) 就労継続支援(B型)

① サービスの利用状況

一般企業等での就労が困難な障がいのある人に、働く場を提供するとともに、就労への移行に向けた知識と能力向上のために必要な訓練を行う就労継続支援B型の利用者は、計画を大きく上回って推移しています。令和5年8月利用分の利用実人数は60人、1人あたりの平均利用日数は15.9日となっています。町内事業所としては、「ハートブリッジ」「垂井町福祉事業所けやきの家」「まっくびーワークス垂井町」があります。そのほか、西濃圏域（町内を除く。）17事業所、県内（西濃圏域を除く。）8事業所と多くの事業所の利用があります（図表4-24～図表4-27）。

図表4-24 就労継続支援B型の計画と実績

区 分			単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援 B型	計画	利用者数	人／月	44	47	50
		利用量	日／月	748	799	850
	実績	利用者数	人／月	48	58	61
		利用量	日／月	783	920	1,011

(注) 令和5度は4～8月分の平均 資料：健康福祉課

図表4-25 就労継続支援B型の利用状況

区 分	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
支給決定者数（人）	45	0	9	7	6	0	0	67
利用実人数（人）	40	0	8	7	5	0	0	60
1人平均利用日数（日）	16	0	11.4	20	16	0	0	15.9
延べ利用日数（日）	643	0	91	140	80	0	0	954

資料：健康福祉課（令和5年8月利用分）

図表4-26 町内における地域資源

サービスの種類	事業所名	法人名	対象障がい					定員
			身体	知的	精神	児童	難病	
就労継続支援B型	ハートブリッジ	(医)清澄会			○			10人
	垂井町福祉事業所けやきの家	(福)垂井町社会福祉協議会	○	○	○		○	10人
	まっくびーワークス垂井町	(株)マックビーヒル就労支援機構	○	○	○	○	○	20人

資料：県障害福祉課（令和5年8月1日現在）

図表4-27 事業所別利用状況

単位：事業所

区 分	町内	西濃圏域 (町内以外)	県内 (西濃以外)	県外	計
令和2年	2	11	2	0	15
令和5年	3	17	8	0	28

資料：健康福祉課（令和5年8月利用分）

② サービス量の見込み

利用実績は増加傾向が続いています。計画期間内においては、は毎年2人ずつの増加を見込みました。

図表4-28 就労継続支援（B型）のサービス量の見込み

区 分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人／月	63	65	67
利用量	日／月	1,071	1,111	1,151

③ サービスの確保策

- 特別支援学校卒業生等の利用を含め、利用ニーズが高い事業であるため、既存事業所の事業拡大、介護保険事業所に参入を働きかけるなどにより、必要なサービス量の確保に努めます。

(7) 就労定着支援

① サービスの利用状況

就労定着支援は、就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者に対して、生活の変化や家計、体調の管理など就労に伴い生じる生活面の課題を解決するため、連絡調整や指導・助言などの支援を行うサービスです。令和5年8月利用分をみると、利用実人数は区分なしの2人、1人あたりの平均利用日数は2日となっています。町内事業所はなく、県内（西濃以外）1事業所、県外1事業所の利用となっています（図表4-29～図表4-31）。

図表4-29 就労定着支援の計画と実績

区 分			単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労定着支援	計画	利用者数	人／月	3	5	7
	実績	利用者数	人／月	1	2	2

（注）令和5度は4～8月分の平均 資料：健康福祉課

図表4-30 就労定着支援の利用状況

区 分	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
支給決定者数（人）	2	0	0	0	0	0	0	2
利用実人数（人）	2	0	0	0	0	0	0	2
1人平均利用日数（日）	2	0	0	0	0	0	0	2
延べ利用日数（日）	4	0	0	0	0	0	0	4

資料：健康福祉課（令和5年8月利用分）

図表4-31 事業所別利用状況

単位：事業所

区 分	町内	西濃圏域 （町内以外）	県内 （西濃以外）	県外	計
令和2年	0	2	0	0	2
令和5年	0	0	1	1	2

資料：健康福祉課（令和5年8月利用分）

② サービス量の見込み

成果目標として、令和8年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業の利用者を3人以上とすると設定しており、令和8年度は3人を見込みました。

図表4-32 就労定着支援のサービス量の見込み

区 分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人／月	2	3	3

③ サービスの確保策

- 就労定着に向けたサービスであるため、就労移行支援と併せ、事業所の参入、既存事業所の事業拡大を働きかけるなどにより、必要なサービス量の確保に努めます。

(8) 療養介護

① サービスの利用状況

医療と常時の介護が必要な身体障がいのある人に、病院において機能訓練、療養上の管理・看護や介護を行う療養介護は、見込みどおりの4人で推移しています。令和5年8月の利用者の障害支援区分は、区分5が2人、区分6が2人となっています。町内、西濃圏域に事業所はなく、県内3事業所、県外1事業所の利用となっています（図表4-33～図表4-35）。

図表4-33 療養介護の計画と実績

区 分		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	計画	人／月	4	4	4
	実績		4	4	4

（注）令和5年度は4～8月分の平均 資料：健康福祉課

図表4-34 療養介護の利用状況

区 分	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
給決定者数（人）						2	2	4
利用実人数（人）						2	2	4

資料：健康福祉課（令和5年8月利用分）

図表4-35 事業所別利用状況

単位：事業所

区 分	町内	西濃圏域 （町内以外）	県内 （西濃以外）	県外	計
令和2年	0	0	3	1	4
令和5年	0	0	3	1	4

資料：健康福祉課（令和5年8月利用分）

② サービス量の見込み

利用実績と同じ4人を見込みました。

図表4-36 療養介護のサービス量の見込み

区 分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人／月	4	4	4

③ サービスの確保策

- 現状の施設での利用になると考えます。

(9) 短期入所(ショートステイ)

① サービスの利用状況

介護者が病気の場合などに、障がいのある人が施設等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護を受ける短期入所には、障害者支援施設等で行う福祉型と、医療機関で行う医療型があります。福祉型は9～11人で推移しています。利用者数、利用日数ともに計画を下回っています。医療型は令和3年度に1人の利用がありました。

令和5年8月の利用分をみると、福祉型は10人、52日となっており、医療型の利用はありません。

町内事業所としては、「ハートブリッジ」「特別養護老人ホームいぶき苑」「第二あゆみの家」「まっくびーレジデンス垂井町」があります。

図表4-37 短期入所の計画と実績

区 分			単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所 (福祉型)	計画	利用者数	人/月	15	16	17
		利用量	日/月	135	144	153
	実績	利用者数	人/月	9	9	11
		利用量	日/月	49	65	60
短期入所 (医療型)	計画	利用者数	人/月	1	1	1
		利用量	日/月	1	1	1
	実績	利用者数	人/月	1	0	0
		利用量	日/月	1	0	0

(注) 令和5年度は4～8月分の平均

資料：健康福祉課

図表4-38 短期入所の利用状況

区 分		区分 なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
福祉型	支給決定者数(人)	2	0	4	12	14	11	12	53
	利用実人数(人)	0	0	0	0	3	4	3	10
	1人平均利用日数(日)	0	0	0	0	6	5.5	4	5.2
	延べ利用日数(日)	0	0	0	0	18	22	12	52
医療型	支給決定者数(人)	1	0	0	0	0	0	3	4
	利用実人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0
	1人平均利用日数(日)	0	0	0	0	0	0	0	0
	延べ利用日数(日)	0	0	0	0	0	0	0	0

資料：健康福祉課(令和5年8月利用分)

図表4-39 町内における地域資源

サービスの種類	事業所名	法人名	対象障がい				
			身体	知的	精神	児童	難病
短期入所 (福祉型)	ハートブリッジ	(医)清澄会			○		
	特別養護老人ホームいぶき苑	(福)白寿会	○				
	第二あゆみの家	(福)あゆみの家		○			
	まっくびーレジデンス垂井町	(株)マックビーヒル就労支援機構	○	○	○	○	○

資料：県障害福祉課（令和5年8月1日現在）

図表4-40 事業所別利用状況

単位：事業所

区 分		町内	西濃圏域 (町内以外)	県内 (西濃以外)	県外	計
短期入所（福祉型）	令和2年	1	4	3	0	8
	令和5年	1	6	1	0	8
短期入所（医療型）	令和2年	0	0	1	0	0
	令和5年	0	0	0	0	0

資料：健康福祉課（令和5年8月利用分）

② サービス量の見込み

新型コロナウイルス感染症の収束とともに増加すると思いますが、しばらくは緩やかな増加を見込みました。

図表4-41 短期入所のサービス量の見込み

区 分			単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所 (福祉型)	利用者数		人／月	15	16	16
	利用量		日／月	67	71	71
	うち重度障がい者 【新規】※	利用者数	人／月	5	6	6
		利用量	日／月	20	24	24
短期入所 (医療型)	利用者数		人／月	1	1	1
	利用量		日／月	2	2	2
	うち重度障がい者 【新規】※	利用者数	人／月	1	1	1
		利用量	日／月	2	2	2

※強度行動障がいや高次脳機能障がい等を有する障がい者、医療的ケアを必要とする者等の重度障がい者

③ サービスの確保策

- 必要性の高いサービスであり、多様なニーズに対応できるよう広域的な対応はもちろん、既存事業所の事業拡大や介護保険事業所に参入を働きかけるなどにより、必要なサービス量の確保に努めます。
- 強度行動障がいや医療的ケアを必要とする重度障がい者に対応できるよう、事業所の参入、事業拡大を促進します。

4 居住系サービス

(1) 自立生活援助

① サービスの利用状況

自立生活援助は平成30年4月に始まったサービスで、入所施設やグループホーム等を利用して障がい者が一人暮らしを始めた時に、定期的に訪問し、健康状態や生活での課題、地域住民との関係を確認し、必要な助言や相談を行うサービスです。令和5年度に1人の利用を見込んでいましたが、令和5年8月現在利用はありません。

図表4-42 自立生活援助の計画と実績

区 分		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	計画	人／月	0 (うち精神障がい者 0)	0 (0)	1 (1)
	実績		0 0	0 0	0 0

(注) 令和5年度は4～8月分の平均
資料：健康福祉課

② サービス量の見込み

利用対象者が入所施設等からの地域への移行者であることから利用は限られます。令和6年度から1人の利用を見込みました。

図表4-43 自立生活援助のサービス量の見込み

区 分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人／月	1	1	1
うち精神障がい者	人／月	1	1	1

③ サービスの確保策

- 地域生活への移行を目的としたサービスであるため、既存事業所の事業拡大を働きかけるなどにより、必要なサービス量の確保に努めます。

(2) 共同生活援助(グループホーム)

① サービスの利用状況

障がいのある人が、グループホームと呼ばれる住居で共同生活を行いながら、食事の提供や日常生活上の援助、入浴、排せつ等の介護を受ける共同生活援助の利用実績は、令和5年度33人となっており、計画を大きく上回っています。

町内事業所としては、「グループホームハピネット」「きずな2006」に加え、「ま

「まっくびーレジデンス垂井町」が開所しており、総定員数は46人となっています。そのほか、西濃圏域圏（町内を除く。）7事業所、県内（西濃圏域を除く。）7事業所、県外2事業所の利用があります（図表4-44～図表4-47）。

図表4-44 共同生活援助の計画と実績

区 分		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	計画	人／月	21 (うち精神障がい者 4)	21 (6)	21 (8)
	実績		24 (7)	30 (8)	33 (9)

(注) 令和5年度は4～8月分の平均

資料：健康福祉課

図表4-45 共同生活援助の利用状況

区 分	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
支給決定者数(人)	3	0	13	7	7	6	4	40
利用実人数(人)	3	0	10	7	5	4	3	32

資料：健康福祉課（令和5年8月利用分）

図表4-46 町内における地域資源

サービスの種類	事業所名	法人名	対象障がい					共同生活住居	定員
			身体	知的	精神	児童	難病		
共同生活援助	グループホームハピネット	(医)清澄会			○			グループホームハピネット	6人
	きずな2006	(福)あゆみの家						東神田ホーム	4人
				○				めぐみホーム	7人
								表佐ホーム	7人
								あいかわホーム	4人
	まっくびーレジデンス垂井町	(株)マックビーヒル就労支援機構	○	○	○	○	○	まっくびーレジデンス垂井町	18人

資料：県障害福祉課（令和5年9月1日現在）

図表4-47 事業所別利用状況

単位：事業所

区 分	町内	西濃圏域 (町内以外)	県内 (西濃以外)	県外	計
令和2年	2	3	3	3	11
令和5年	3	7	7	2	19

資料：健康福祉課（令和5年8月利用分）

② サービス量の見込み

計画期間内における事業所の町内への参入、事業拡大の予定がないため、毎年1人の緩やかな増加を見込みました。

図表4-48 共同生活援助のサービス量の見込み

区 分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人／月	32	33	34
うち精神障がい者	人／月	9	9	9
うち重度障がい者【新規】※	人／月	1	2	2

※強度行動障がいや高次脳機能障がい等を有する障がい者、医療的ケアを必要とする者等の重度障がい者

③ サービスの確保策

- 保護者の高齢化、障がいのある人の自立などの観点から、引き続き必要性の高いサービスであることから、中長期的視点に立ち、既存事業所の事業拡大や新規参入を働きかけることなどにより、サービス量の確保を図るとともに、多様なタイプの整備を促進します。
- 事業開始に伴う施設整備にかかる費用を補助するなどの方法により、町内に事業所が参集しやすい環境づくりに努めます。
- サービスの質の確保を図るため、必要に応じて事業所の訪問等を行います。

(3) 施設入所支援

① サービスの利用状況

施設に入所している障がいのある人に対して、主に夜間に、入浴や排せつ、食事等の介助・支援を行う施設入所支援については、地域移行を推進し、利用者を削減することを目標としていますが、令和5年度の利用者は15人と計画を上回っています。

令和5年8月は14人が利用しており、障害支援区分は、区分6が10人、区分5が4人となっています。

町内事業所としては、「第二あゆみの家」があります。そのほか、県内（西濃圏域を除く。）4事業所、県外1事業所の利用があります（図表4-49～図表4-52）。

図表4-49 施設入所支援の計画と実績

区 分		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所支援	計画	人／月	14	13	13
	実績		14	15	15

（注）令和5年度は4～8月分の平均 資料：健康福祉課

図表4-50 施設入所支援の利用状況

区 分	区分 なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
支給決定者数（人）				0	1	4	10	15
利用実人数（人）				0	0	4	10	14

資料：健康福祉課（令和5年8月利用分）

図表4-51 町内における地域資源

サービスの種類	事業所名	法人名	対象障がい					定員
			身体	知的	精神	児童	難病	
施設入所支援	第二あゆみの家	(福)あゆみの家		○				39人

資料：県障害福祉課（令和5年8月1日現在）

図表4-52 事業所別利用状況

単位：事業所

区 分	町内	西濃圏域 (町内以外)	県内 (西濃以外)	県外	計
令和2年	1	0	4	1	6
令和5年	1	0	4	1	6

資料：健康福祉課（令和5年8月利用分）

② サービス量の見込み

令和8年度は、令和4年度末の15人から1人減少した14人を目標として見込みました。

図表4-53 施設入所支援のサービス量の見込み

区 分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人／月	15	15	14

③ サービスの確保策

- 入所待機者がおり、依然として利用ニーズの高い事業ではありますが、利用者についてはグループホームなどで対応が困難な人など真に必要な人とし、それ以外の人についてはグループホームの整備等により、地域への移行を促進します。

5 相談支援

① サービスの利用状況

相談支援には、計画相談支援、地域移行支援及び地域定着支援があります。計画相談支援は、障害福祉サービス等を利用するためのサービス等利用計画の作成及び見直しを行うサービス、地域移行支援は入所している障がいのある人又は入院している精神障がいのある人が地域生活に移行するための相談や支援を行うサービス、地域定着支援は居宅において単身で生活する障がいのある人が地域生活を継続していくための支援を行うサービスです。

計画相談支援は、1か月あたり44～49人で推移しており、減少傾向にあります。町内事業所には「相談支援事業所 ハートブリッジ」「ゆう」「垂井町障がい者相談支援事業所」「相談支援事業所 ぱすてる」があります。令和5年8月末日現在の利用者は208人、うち93人（44.7%）が町内の事業所を利用しています。

地域移行支援及び地域定着支援は、計画期間内の利用はありません（図表4-54～図表4-56）。

図表4-54 相談支援の計画と実績

区 分		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	計画	人／月	40	42	44
	実績		49	47	44
地域移行支援	計画		0 (うち精神障がい者 0)	0 (0)	1 (1)
	実績		0	0	0
地域定着支援	計画		0 (うち精神障がい者0)	0 (0)	1 (1)
	実績		0	0	0

(注) 令和5年度は4～8月分の平均 資料：健康福祉課

図表4-55 町内における地域資源

サービスの種類	事業所名	法人名	対象障がい				
			身体	知的	精神	児童	難病
計画相談支援	相談支援事業所 ハートブリッジ	(医)清澄会			○		
	ゆう	(福)あゆみの家	○	○	○	○	
	垂井町障がい者相談支援事業所	(福)垂井町社会福祉協議会	○	○	○		○
	相談支援事業所 ぱすてる	(同)フェルモ	○	○	○	○	○
地域移行支援	ゆう	(福)あゆみの家	○	○	○	○	
地域定着支援	ゆう	(福)あゆみの家	○	○	○	○	

資料：県障害福祉課（令和5年9月1日現在）

図表4-56 支給決定者数内訳（計画相談支援）

単位：人

区 分	町内	西濃圏域 (町内以外)	県内 (西濃以外)	県外	計	(参考)		
						セルフブ ラン	障害児相 談支援	ケアプラ ン
令和2年	80	72	20	6	178	0	5	3
令和5年	93	81	29	5	208	0	4	3

資料：健康福祉課（令和5年8月末日現在）

② サービス量の見込み

計画相談支援は、計画の作成、モニタリング等が必要なサービス利用者全員が、相談支援を利用するとともに、サービス利用者が増加することを勘案して見込みました。

図表4-57 相談支援のサービス量の見込み

区 分		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	利用者数	人／月	43	44	45
地域移行支援	利用者数	人／月	0	0	1
	うち精神障がい者	人／月	0	0	1
地域定着支援	利用者数	人／月	0	0	1
	うち精神障がい者	人／月	0	0	1

③ サービスの確保策

- 既存事業所の事業拡大や介護保険事業所に参入を働きかけるなどにより、必要なサービス量の確保に努めます。
- 基幹相談支援センターを中心として、相談支援事業所に対して訪問等による専門的な指導・助言、人材育成のための支援等を行い、相談支援体制の強化、相談支援の質の向上を図ります。

第5章 地域生活支援事業

1 地域生活支援事業の種類

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟な事業形態による事業を実施するものであり、市町村の判断により、地域におけるサービスの提供状況や障がいのある人等のニーズに基づき、自立支援や社会生活に必要な事業を行うことができます。

本町では、次の事業を実施します。

区 分	サービスの内容
必須事業	理解促進研修・啓発事業
	地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
	自発的活動支援事業
	障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動を支援します。
	相談支援事業
	障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や成年後見制度の利用支援をはじめとした権利擁護のために必要な援助を行います。
	成年後見制度利用支援事業
	成年後見制度の利用について必要となる経費のすべて又は一部について補助を行います。
	成年後見制度法人後見支援事業
	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、研修、専門職による支援などを行います。
任意事業	意思疎通支援事業
	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある人その他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳者や要約筆記者の派遣等を行います。
	日常生活用具給付等事業
	重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。
	手話奉仕員養成研修事業
	聴覚障がい者との交流活動の促進、広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。
	移動支援事業
	屋外での移動が困難な障がいのある人について、社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動支援を行います。
	地域活動支援センター
	障がいがある人が通い、創作活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。
任意事業	訪問入浴サービス事業
	家庭に移動入浴車を派遣し、入浴サービスを提供します。
	日中一時支援事業
	障がいのある人の家族の就労支援、家族介護者の一時的な負担軽減を図るため、日中、障害者支援施設などにおいて障がいのある人に活動の場を提供します。
任意事業	社会参加促進事業
	障がいのある人の社会参加を促進するために、自動車運転免許取得事業、自動車改造助成事業を行います。
任意事業	発達障害児者及び家族等支援事業
	同じ悩みを持つ本人同士やその家族に対するピアサポート等の支援を充実させ、家族だけでなく本人の生活の質の向上を図ります。

2 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

① サービスの利用状況

理解促進研修・啓発事業は、障がいのある人が日常生活及び社会生活を営むうえで生じる社会的障壁をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行う事業です。令和4年度、令和5年度に実施しています。

図表5-1 理解促進研修・啓発事業の計画と実績

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	計 画	実施	実施	実施
	実 績	未実施	実施	実施

資料：健康福祉課

② サービスの見込み

図表5-2 理解促進研修・啓発事業の見込み

サービス名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施

③ サービスの確保策

- 社会福祉協議会が障がいのある人の理解啓発を目的に実施する「たるいふれあいのつどい」の活動を補助する形態で実施する予定です。

(2) 自発的活動支援事業

① サービスの利用状況

自発的活動支援事業は、障がいのある人、その家族、地域住民等が、地域において自発的に行う活動を支援する事業です。本町においては、町内の障がい児（者）を預かっている団体に対して、専門的な知識を持った指導員を派遣し、助言・指導を行うことにより障がい児（者）の健全育成、能力開発の支援を行います。現在は実施していません（図表5-3）。

図表5-3 自発的活動支援事業の計画と実績

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	計 画	実施	実施	実施
	実 績	未実施	未実施	未実施

資料：健康福祉課

② サービスの見込み

図表5-4 自発的活動支援事業の見込み

サービス名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援	実施	実施	実施

③ サービスの確保策

- 障がい児（者）自立支援指導員を設置し、障がい児（者）及びその保護者が自発的活動を行う団体へ派遣し、助言・指導を行います。
- 放課後等に過ごせる場、交流の場等について、当事者団体等と検討していきます。

(3) 相談支援事業

① サービスの利用状況

相談支援事業は、障がいのある人、保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止や権利擁護のために必要な援助を行う事業です。現在4か所の事業所に委託して実施しています。令和4年度の相談件数は102件、うち知的障がいのある人が61件、精神障がいのある人が41件となっています。また、関ヶ原町、養老町と共同で「基幹相談支援センター」を設置して、総合的・専門的な相談支援を行っています。

自立支援協議会についても、令和元年度に3町で不破郡・養老郡障がい者自立支援協議会を設置し、地域の課題を把握・共有し、解決に向けた取組を行う体制を整備しました。自立支援協議会は、相談支援事業を始めとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりの中核的な役割を果たす協議の場であり、サービス提供事業者、雇用、

図表5-5 相談支援事業の計画と実績

区 分		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	計 画	か所	4	4	4
	実 績		4	4	4
	計 画	件／年	4	4	4
	実 績		4	4	4
基幹相談支援センター	計 画	か所	1	1	1
	実 績		1	1	1
自立支援協議会 (定例会議)	計 画	回／年	2	2	2
	実 績		1	1	1
自立支援協議会 (専門部会)	計 画	設置数	5	5	6
	実 績		5	5	5

資料：健康福祉課（令和5年度は上半期分のみ）

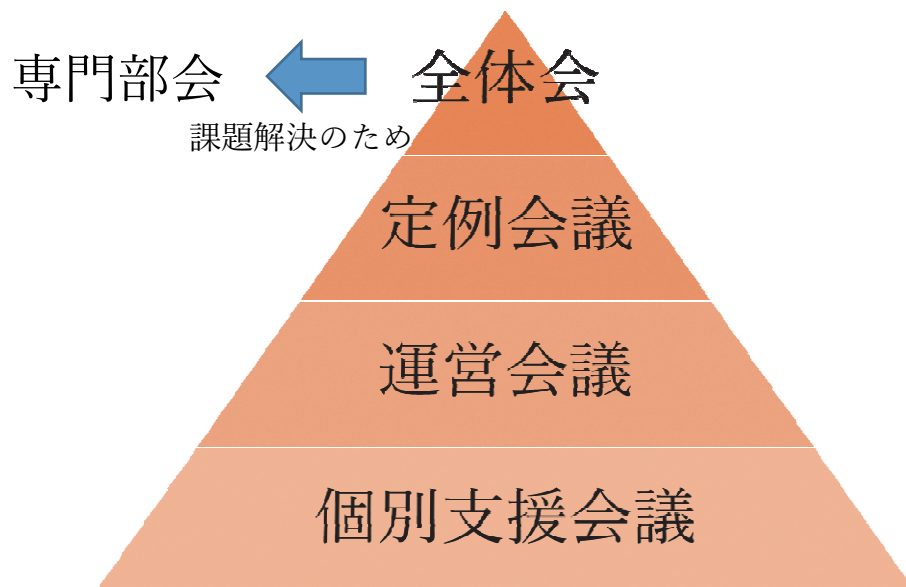
教育、医療等の関連する分野の関係者で構成されています。必要に応じて専門部会を立ち上げ、課題解決に向けた検討を行っています（図表5-5～図表5-7）。

図表5-6 相談支援事業の利用状況

主な対象	事業所名	所在地	相談件数	
			令和3年	令和4年度
知的障がい	ゆう	垂井町	76件	61件
	大垣市柿の木荘	大垣市		
精神障がい	せせらぎ	大垣市	17件	41件
	グリーンヒル	海津市		

資料：健康福祉課

図表5-7 不破郡・養老郡障がい者自立支援協議会（令和元年度より）



② サービス量の見込み

図表5-8 基幹相談支援センターによる地域の相談支援の強化

活動指標		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センター	か所	1（共同）	1（共同）	1（共同）
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	10	10	10
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	件	6	6	6
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	6	6	6
個別事例の支援内容の検証の実施回数	回	2	2	2
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	人	0	1	1

図表5-9 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

活動指標			令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討	実施回数（頻度） 参加事業者・機関数	回 か所	6 18	6 18	6 18
協議会の専門部会	設置数 実施回数（頻度）	部会 回	5 12	5 12	5 12

③ サービスの確保策

- 障害者相談支援事業については、知的障がいのある人に関する相談は「ゆう」と「大垣市柿の木荘」に、精神障がいのある人に関する相談は「せせらぎ」と「グリーンヒル」に西濃圏域2市9町で共同委託します。身体障がいのある人の相談は役場健康福祉課において実施します。
- 基幹相談支援センターを中心として、相談支援の質の向上を図ります。
- 個別支援会議で見た課題などについて不破郡・養老郡障がい者自立支援協議会で解決策を検討します。また、必要に応じて専門部会を設置し、課題の解決を図ります。不破郡・養老郡障がい者自立支援協議会で検討した課題のうち広域的な課題については西濃圏域障がい者総合支援推進会議で検討します。

（4）成年後見制度利用支援事業

① サービスの利用状況

成年後見制度利用支援事業は、知的障がいのある人、精神障がいのある人等で、主として判断能力が十分でない人の財産管理や日常生活上の援助を行う成年後見制度の利用を促進する事業です。令和4年度に1件の利用がありました（図表5-10）。

図表5-10 成年後見制度利用支援事業の計画と実績

区 分		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	計 画	件／年	0	1	2
	実 績		0	1	0

（注）令和5年度の実績は8月利用分までの実績から見込む

資料：健康福祉課

② サービス量の見込み

図表5-11 成年後見制度利用支援事業の見込み

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	件／年	0	1	2

③ サービスの確保策

- 高齢者施策との整合性を図りながら実施します。
- 不破郡・養老郡権利擁護支援推進協議会の中で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化等について検討していきます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

① サービスの利用状況

成年後見等の業務を行う法人の活動を支援するため、実施団体に対する研修、安定的に実施するための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行う成年後見制度法人後見支援事業は実施していません（図表5-12）。

図表5-12 成年後見制度法人後見支援事業の計画と実績

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援事業	計 画	未実施	実施	実施
	実 績	未実施	未実施	未実施

資料：健康福祉課

② サービスの見込み

図表5-13 成年後見制度法人後見支援事業の見込み

サービス名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施	実施	実施

③ サービスの確保策

- 社会福祉協議会や、その他の社会福祉法人における法人後見の受任について検討します。

(6) 意思疎通支援事業

① サービスの利用状況

意思疎通支援事業は、聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障のある人に手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業で、令和5年度は手話通訳者派遣事業の利用が5人ありました（図表5-14）。

また、意思疎通が困難な重度の障がいのある人等が医療機関に入院した場合に、本人との意思疎通を図る支援者を派遣する重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業については、利用はありませんでした（図表5-15）。

図表5-14 意思疎通支援事業の計画と実績

区 分			単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①手話通訳者設置事業	計 画	設置者数	人／年	0	0	1
	実 績			0	0	0
②手話通訳者派遣事業	計 画	実利用者数	人／年	5	5	6
	実 績			2	4	5
③要約筆記者派遣事業	計 画	実利用者数	人／年	1	1	1
	実 績			0	0	0

(注) 令和5年度の実績は8月利用分までの実績から見込む 資料：健康福祉課

図表5-15 その他意思疎通支援事業の実績

区 分			単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業	計 画	事業所数	か所	1	1	1
		利用者数	人	0	0	1
		利用回数	回／年	0	0	4
	実 績	事業所数	か所	1	1	1
		利用者数	人	0	0	0
		利用回数	回／年	0	0	0

(注) 令和5年度の実績は8月利用分までの実績から見込む 資料：健康福祉課

② サービス量の見込み

図表5-16 意思疎通支援事業の見込み

区 分			単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①手話通訳者設置事業		設置者数	人／年	0	0	1
②手話通訳者派遣事業		実利用者数	人／年	5	5	6
③要約筆記者派遣事業		実利用者数	人／年	1	1	1
④その他意思疎通支援事業	重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業	事業所数	か所	1	1	1
		利用者数	人	0	0	1
		利用回数	回／年	0	0	4

③ サービスの確保策

- 手話通訳者設置事業については、利用ニーズを適切に把握するとともに、広域的な対応を含め検討します。
- 手話通訳者派遣事業及び要約筆記者派遣事業については「一般社団法人岐阜県聴覚障害者協会」に委託し、実施します。
- 重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業については、多様なニーズに対応できるよう事業所との連携を図ります。
- 必要な方にサービスが行き届くよう町ホームページ等を利用し、周知に努めます。

(7) 日常生活用具給付等事業

① サービスの利用状況

重度の障がいのある人に日常生活用具を給付する日常生活用具給付等事業は、「排せつ管理支援用具」の利用が多くなっています（図表5-17）。

図表5-17 日常生活用具給付等事業の計画と実績

区 分		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①介護・訓練支援用具	計 画	件／年	1	1	1
	実 績		6	0	1
②自立生活支援用具	計 画	件／年	2	2	2
	実 績		8	1	0
③在宅療養等支援用具	計 画	件／年	9	9	9
	実 績		3	3	5
④情報・意思疎通支援用具	計 画	件／年	6	6	6
	実 績		9	5	4
⑤排せつ管理支援用具	計 画	件／年	660	680	700
	実 績		659	619	636
⑥住宅改修費	計 画	件／年	1	1	2
	実 績		1	0	0

（注）令和5年度の実績は8月利用分までの実績から見込む

資料：健康福祉課

② サービス量の見込み

図表5-18 日常生活用具給付等事業の見込み

区 分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①介護・訓練支援用具	件／年	1	1	1
②自立生活支援用具	件／年	1	1	1
③在宅療養等支援用具	件／年	5	5	5
④情報・意思疎通支援用具	件／年	5	6	7
⑤排せつ管理支援用具	件／年	660	680	700
⑥住宅改修費	件／年	1	1	2

③ サービスの確保策

- 多様なニーズに対応することができるよう対象用具、費用等の見直しに努めます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

① サービスの利用状況

聴覚障がいのある人との交流活動の促進や、町の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員の研修を行う手話奉仕員養成研修事業は、年1～3人の利用がありました（図表5-19）。

図表5-19 手話奉仕員養成研修事業の計画と実績

区 分		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	計 画	人／年	2	2	3
	実 績		1	3	2

資料：健康福祉課

② サービス量の見込み

図表5-20 手話奉仕員養成研修事業の見込み

区 分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	人／年	2	2	3

③ サービスの確保策

- 近隣市町と共同で「一般社団法人岐阜県聴覚障害者協会」に委託し、実施します。
多くの方に受講してもらうことができるよう町広報等による周知に努めます。
- 受講修了後、手話奉仕員として活動してもらうことができるような場の提供について検討します。

(9) 移動支援事業

① サービスの利用状況

障害福祉サービスの同行援護及び行動援護の対象にならない障がいのある人の外出時の移動を支援する移動支援事業については、利用者数は18～19人と計画をやや下回って推移しています（図表5－21）。

図表5－21 移動支援事業の計画と実績

区 分		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	事業者数	か所	11	11	12
	利用者数	人／年	25	25	26
	利用時間数	時間／年	1,400	1,400	1,456
実 績	事業者数	か所	10	10	10
	利用者数	人／年	19	18	19
	利用時間数	時間／年	920	981	1,000

（注）令和5年度の実績は8月利用分までの実績から見込む

資料：健康福祉課

② サービス量の見込み

図表5－22 移動支援事業の見込み

区 分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業者数	か所	10	11	11
利用者数	人／年	20	22	24
利用時間数	時間／年	1,100	1,210	1,320

③ サービスの確保策

- 利用ニーズの高い事業であるため、必要なサービス量を確保するため既存事業所の事業拡大を働きかけるなどサービス提供事業所の増加に努めます。

(10) 地域活動支援センター

① サービスの利用状況

地域活動支援センターは、障がいのある人に創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等を行う施設です。I型（精神障害者地域活動支援事業）の利用は計画を上回って推移しており、増加傾向にあります。令和4年度は近隣市にある「せせらぎ」「グリーンヒル」を10人が利用しています（図表5－23、図表5－24）。

図表5-23 地域活動支援センターの計画と実績

区 分			単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
I型 (町外)	計 画	事業所数	か所	2	2	2
		利用者数	人／年	5	5	5
	実 績	事業所数	か所	2	2	2
		利用者数	人／年	5	10	13

資料：健康福祉課

図表5-24 利用事業所

区 分	事業所名	所在地
I型 (精神障害者地域活動支援事業)	せせらぎ	大垣市
	グリーンヒル	海津市

資料：健康福祉課

② サービス量の見込み

図表5-25 地域活動支援センター事業の見込み

区 分		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
I型(町外)	事業所数	か所	2	2	2
	利用者数	人／年	14	15	16

③ サービスの確保策

- 地域活動支援センターI型については、現状の体制で必要なサービス量を確保することが可能と考えます。

3 任意事業

(1) 訪問入浴サービス事業

① サービスの利用状況

重度の身体障がいのある人等を対象として、居宅において移動浴槽による入浴サービスを提供する訪問入浴サービス事業の利用者数は1人、年150回程度で推移しています（図表5-26）。

図表5-26 訪問入浴サービス事業の計画と実績

区 分		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	事業所数	か所	1	1	1
	利用者数	人／年	2	2	2
	利用回数	回／年	180	180	180
実 績	事業所数	か所	1	1	1
	利用者数	人／年	1	1	1
	利用回数	回／年	149	154	150

（注）令和5年度の実績は8月利用分までの実績から見込む

資料：健康福祉課

② サービス量の見込み

図表5-27 訪問入浴サービス事業の見込み

区 分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業所数	か所	1	1	1
利用者数	人／年	1	2	2
利用回数	回／年	150	200	200

③ サービスの確保策

- 現状の体制で必要なサービス量は確保できると考えます。
- 必要な方にサービスが行き届くよう町ホームページ等を利用し、周知に努めます。

(2) 日中一時支援事業

① サービスの利用状況

日中一時支援事業は、障がいのある人等の日中における活動の場を確保し、障がいのある人等の家族の就労支援及び一時的な休息を図る事業です。利用者は、11～12人で推移しており、計画を下回っていますが、利用回数は概ね計画どおりです。

重度心身障がい児者に対して日中一時支援事業等を行う「重度心身障害児者サービ

「ス円滑利用事業」の利用者は4人で推移しており、計画を下回っていますが、利用回数は計画を大きく上回っています（図表5-28、図表5-29）。

図表5-28 日中一時支援事業の計画と実績

区 分		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	事業所数	か所	11	11	12
	利用者数	人／年	20	20	21
	利用回数	回／年	340	340	350
実 績	事業所数	か所	11	11	12
	利用者数	人／年	11	12	12
	利用回数	回／年	328	303	330

（注）令和5年度の実績は8月利用分までの実績から見込む
資料：健康福祉課

図表5-29 重度心身障害児者サービス円滑利用事業の実績

区 分		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	事業所数	か所	11	11	11
	利用者数	人	20	20	20
	利用回数	回／年	340	340	350
実 績	事業所数	か所	1	1	2
	利用者数	人	4	4	4
	利用回数	回／年	518	532	546

（注）令和5年度の実績は8月利用分までの実績から見込む
資料：健康福祉課

② サービス量の見込み

図表5-30 日中一時支援事業の見込み

区 分		単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
日中一時支援事業		事業所数	か所	12	13	
		利用者数	人	13	14	
		利用回数	回／年	340	340	360
その他 日中一時支援 事業	重度心身障 害児者サー ビス円滑利 用事業	事業所数	か所	2	3	
		利用者数	人	4	4	5
		利用回数	回／年	550	560	720

③ サービスの確保策

- 利用ニーズの非常に高い事業であるため、多様なニーズに対応することができるよう既存事業所の事業拡大を働きかけるなどサービス提供事業所の増加に努めます。特に児童を対象とした事業所が少ないため、重点的に確保に努めます。

(3) 社会参加促進事業

① サービスの利用状況

身体障がいのある人が普通自動車運転免許を取得した場合に、その経費の一部を助成する自動車運転免許取得事業については、令和5年度に1人の利用がありました。

上肢・下肢・体幹機能障がいのある人が、自ら自動車を運転できるように改造する必要がある場合に、その自動車の改造に要する経費の一部を助成する自動車改造助成事業は令和3年度に2人、令和5年度に2人が利用しています。

図表5-31 自動車運転免許取得事業・自動車改造助成事業の実績

区 分		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自動車運転免許取得事業	計 画	人／年	1	1	1
	実 績		0	0	1
自動車改造助成事業	計 画	人／年	1	1	2
	実 績		2	0	2

(注) 令和5年度の実績は8月利用分までの実績から見込む

資料：健康福祉課

② サービス量の見込み

図表5-32 自動車運転免許取得事業・自動車改造助成事業の見込み

区 分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車運転免許取得事業	人／年	1	1	1
自動車改造助成事業	人／年	2	2	2

③ サービスの確保策

- 必要な方にサービスが行き届くよう町ホームページ等を利用し、周知に努めます。

(4) 発達障害児者及び家族等支援事業

① サービスの利用状況

ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の事業については実施できていません。

図表5-33 発達障害児者及び家族等支援事業の実績

区 分		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	計 画	人	1	1	2
	実 績		0	0	0
ペアレントメンターの人数	計 画	人	0	1	2
	実 績		0	0	0
ピアサポートの活動への参加人数	計 画	人	2	4	6
	実 績		0	0	1

② サービス量の見込み

図表5-34 発達障害児者及び家族等支援事業の見込み

区 分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人	1	1	2
ペアレントメンターの人数	人	0	1	2
ピアサポートの活動への参加人数	人	2	4	6

③ サービスの確保策

- 保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等を実施し発達障害児者及びその家族等に対する支援体制を確保していきます。

第6章 障がい児支援サービス

1 障がい児支援サービスの種類

サービスの種類		サービスの内容
障害児通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作や知識を得ることや、集団生活への適応訓練を行います。
	医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作や知識を得ることや、集団生活への適応訓練に加え、医療スタッフによる支援を行います。 なお、令和6年度からは「福祉型」と「医療型」が一元化されます。
	放課後等デイサービス	就学している児童に、生活能力向上のための訓練などを継続的に行い、自立を支援するとともに放課後の居場所をつくります。
	保育所等訪問支援	支援員が保育所などを訪問し、障がい児に対して、集団生活に適応するための支援を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	外出することが困難な障がいのある児童の家を訪問し、児童発達支援を行います。
計画相談	障害児相談支援	障がいのある児童の心身の状況、その置かれている環境、障がいのある児童又はその保護者の意向等を勘案し、利用する支援について「障害児支援利用計画」を作成するとともに、更新時期やモニタリング期間ごとに利用状況を検証します。

2 障害児通所支援

(1) 児童発達支援

① サービスの利用状況

障がいのある児童が施設等に通い、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を受ける児童発達支援の利用者は増加傾向にあります。令和5年8月利用分をみると、利用実人数は43人、1か月あたりの1人の平均利用日数は4.5日、延べ利用日数は193日となっています。年齢別にみると、4・5歳の利用が多くなっています。本町においては、児童発達支援事業の利用者の多くが町の運営する「いずみの園」を利用しており、発達支援の中心となっています。また、令和2年、令和4年にそれぞれ1事業所が整備されています。

医療型児童発達支援の利用はありません。

図表6-1 児童発達支援の計画と実績

区 分			単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援事業	計画	利用者数	人／月	30	32	32
		利用量	日／月	120	128	128
	実績	利用者数	人／月	26	35	48
		利用量	日／月	130	158	213
医療型児童発達支援	計画	利用者数	人／月	0	0	0
		利用量	日／月	0	0	0
	実績	利用者数	人／月	0	0	0
		利用量	日／月	0	0	0

(注) 令和5年度は4～8月分の平均 資料：健康福祉課

図表6-2 児童発達支援の利用状況

区 分		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	計
児童発達支援事業	支給決定者数(人)	0	0	3	5	15	18	3	44
	利用実人数(人)	0	0	3	5	15	17	3	43
	1人平均利用日数(日)	0	0	6.3	3	3.7	5.6	3	4.5
	延べ利用日数(日)	0	0	19	15	55	95	9	193

資料：健康福祉課(令和5年8月利用分)

図表6-3 町内における地域資源

サービスの種類	事業所名	法人名	定員
児童発達支援	いずみの園	垂井町	10人
	キッズボンド垂井	株式会社KB	10人
	キッズボンド地蔵	株式会社KB	10人

資料：県障害福祉課(令和5年9月1日現在)

図表6-4 事業所別利用状況

単位：事業所

区 分		町内	西濃圏域 (町内以外)	県内 (西濃以外)	県外	計
児童発達支援	令和2年	1	4	1	0	6
	令和5年	3	4	0	0	7
医療型児童発達支援	令和2年	0	0	0	0	0
	令和5年	0	0	0	0	0

資料：健康福祉課(令和5年8月利用分)

図表6-5 町営児童発達支援施設「いずみの園」利用者数

単位：人

区 分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
在籍人数	19	15	17	19	26	30

資料：健康福祉課(各年4月現在)

② サービス量の見込み

児童発達支援については、増加傾向にあり、毎年5人の増加を見込みました。

図表6-6 児童発達支援のサービス量の見込み

区 分		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用者数	人／月	53	58	63
	利用量	日／月	265	290	315

③ サービスの確保策

- 「いずみの園」に加え2事業所が整備されたことから、サービス量は概ね確保できると考えます。
- 医療的ケア児等のニーズに対応できるよう、広域を含め必要なサービス量の確保に努めます。

(2) 放課後等デイサービス

① サービスの利用状況

放課後等デイサービスは、就学している児童に、生活能力向上のための訓練などを継続的に行い、自立を支援するとともに、放課後や夏休みなどの長期期間中の居場所を提供するサービスです。大幅に増加してきており、利用者数、利用日数ともに計画を大きく上回っています。令和5年8月利用分をみると、利用実人数は61人、延べ利用日数は861人日、1か月あたりの1人平均利用日数は14.1日となっています。町内には「キッズボンド地蔵」「キッズボンド垂井」の2事業所があります。そのほか、西濃圏域（町内を除く。）の21事業所、県内（西濃圏域を除く。）1事業所の利用があります（図表6-7～図表6-10）。

図表6-7 放課後等デイサービスの計画と実績

区 分			単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後等デイサービス	計 画	利用者数	人／月	41	44	45
		利用量	日／月	410	440	450
	実 績	利用者数	人／月	41	50	76
		利用量	日／月	508	634	1,019

（注）令和5年度は4～8月分の平均
資料：健康福祉課

図表6-8 放課後等デイサービスの利用状況

区 分	6歳～12歳	13歳～15歳	16歳～17歳	18歳以上	計
支給決定者数（人）	51	7	5	2	64
利用実人数（人）	48	6	5	2	61
1人平均利用日数（日）	13.6	18.2	16	9	14.1
延べ利用日数（日）	654	109	80	18	861

資料：健康福祉課（令和5年8月利用分）

図表6-9 町内における地域資源

サービスの種類	事業所名	法人名	定員
放課後等デイサービス	キッズボンド垂井	株式会社K B	10人
	キッズボンド地蔵	株式会社K B	10人

資料：県障害福祉課（令和5年9月1日現在）

図表6-10 事業所別利用状況

単位：事業所

サービスの種類	町内	西濃圏域 （町内以外）	県内 （西濃以外）	県外	計
令和2年	0	13	0	0	13
令和5年	2	21	1	0	24

資料：健康福祉課（令和5年8月利用分）

② サービス量の見込み

放課後等デイサービスの利用は急増しており、毎年10人の増加を見込みました。

図表6-11 放課後等デイサービスのサービス量の見込み

区 分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人／月	70	80	90
利用量	日／月	910	1,040	1,170

③ サービスの確保策

- 利用ニーズが非常に高い事業であり、広域的な対応、既存事業所の事業拡大などにより、必要なサービス量の確保に努めます。
- 放課後等デイサービスについては、支援内容等についての見直しが行われることから、動向に留意し、サービスの質と量の確保を図っていきます。

(3) 保育所等訪問支援

① サービスの利用状況

障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所等を訪問し、障がいのある児童が集団生活に適応するための専門的な支援を行う保育所等訪問支援は、令和5年度に1人の利用を見込んでいましたが、利用はありませんでした。

町内に事業所はありません。

図表6-12 保育所等訪問支援の計画と実績

区 分			単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等訪問支援	計 画	利用者数	人／月	0	0	1
		利用量	日／月	0	0	1
	実 績	利用者数	人／月	0	0	0
		利用量	日／月	0	0	0

(注) 令和5年度は4～8月分の平均

資料：健康福祉課

② サービス量の見込み

これまで利用実績はありませんが、障がい児のインクルージョンを推進する上で重要なサービスであることから、毎年度1人の利用を見込みました。

図表6-13 保育所等訪問支援のサービス量の見込み

区 分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人／月	1	1	1
利用量	日／月	1	1	1

③ サービスの確保策

- 広域的な対応を含め、令和8年度までにサービスが提供できる体制を整備します。

(4) 居宅訪問型児童発達支援

① サービスの利用状況

居宅訪問型児童発達支援は、障害児通所支援を受けたくても外出することが困難な重度の障がいのある児童に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うサービスです。令和5年度に1人の利用を見込んでいましたが、利用はありませんでした。

町内に事業所はありません。

図表6-14 居宅訪問型児童発達支援の計画と実績

区 分			単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅訪問型児童発達支援	計 画	利用者数	人／月	0	0	1
		利用量	日／月	0	0	4
	実 績	利用者数	人／月	0	0	0
		利用量	日／月	0	0	0

(注) 令和5年度は4～8月分の平均
資料：健康福祉課

② サービス量の見込み

計画期間中は毎年1人の利用を見込みました。

図表6-15 居宅訪問型児童発達支援のサービス量の見込み

区 分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人／月	1	1	1
利用量	日／月	4	4	4

③ サービスの確保策

- 利用者の多様なニーズに対応できるよう、広域的な対応はもちろん、既存事業所の事業拡大を働きかけるなどにより、必要なサービス量の確保に努めます。

3 障害児相談支援

① サービスの利用状況

障がいのある児童が障害児通所支援を利用するための障害児支援利用計画の作成及び見直しを行う障害児相談支援の利用実績は、増加傾向にありますが、計画は下回っています。町内事業所としては、「ゆう」に加え、新たに「相談支援事業所 ぱすてる」が事業を開始しています。令和5年8月末現在における支給決定者は83人となっており、うち町内の事業所を利用しているのは14人（16.9%）です。そのほか、西濃圏域（町内を除く。）事業所の利用者は41人、県内（西濃圏域を除く。）事業所は16人、県外事業所は12人です。また、利用者本人や家族等が作成するセルフプランによるサービス利用者は28人です（図表6-16～図表6-18）。

図表6-16 障害児相談支援の計画と実績

区 分			単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	計 画	利用者数	人／月	40	42	44
	実 績	利用者数	人／月	13	17	25

(注) 令和5年度は4～8月分の平均 資料：健康福祉課

図表6-17 町内における地域資源

サービスの種類	事業所名	法人名	対象障がい				
			身体	知的	精神	児童	難病
障害児相談支援	ゆう	(福)あゆみの家	○	○	○	○	
	相談支援事業所 ぱすてる	合同会社フェルモ	○	○	○	○	○

資料：県障害福祉課（令和5年4月1日現在）

図表6-18 支給決定者数内訳

区 分	町内	西濃圏域 (町内以外)	県内 (西濃以外)	県外	計	(参考)
						セルフプラン
令和2年(人)	8	38	0	0	46	13
令和5年(人)	14	41	16	12	83	28

資料：健康福祉課（令和5年8月末時点）

② サービス量の見込み

利用は増加を続けており、毎年4人の増加を見込みました。

図表6-19 障害児相談支援のサービス量の見込み

区 分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人／月	25	29	33

③ サービスの確保策

- サービスの利用増に伴い、障害児相談支援の利用増が見込まれることから、既存事業所の事業拡大や介護保険事業所に参入を働きかけるなどにより、必要なサービス量の確保に努めます。また、現状セルフプランを利用している人が適切にサービスを利用することができるよう相談支援体制の強化に努めます。
- 基幹相談支援センターを中心として、相談支援の質の向上を図ります。

4 子ども・子育て支援

障がいのある児童もない児童も一緒に保育を行う「統合保育」を町内全園で実施しています。

今後も障がいのある児童に対する加配保育士の配置や職員への研修、町児童発達支援専門員の派遣による専門的な支援などにより、更なる障がい児保育の充実を図ります。

また、保育所等のバリアフリー化を図り、受入体制の整備に努めます。

放課後等健全育成事業については、障がいのある児童が利用できないことがあるため、研修等により職員の専門性を図り、障がいのある児童の受入が可能となるよう体制整備に努めます。

図表6-20 障がい児の子ども・子育て支援等の1か月当たり利用量の見込み

区 分	単位	利用ニーズを踏 まえた必要な見 込量	定量的な目標（見込み）		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
認可保育所・認定こども園	人	50	55	60	65
放課後児童クラブ		5	5	5	5

第7章 計画の推進

計画の推進については、第4次垂井町障がい者計画、第7期垂井町障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画を一体的に推進していきます。

1 計画の推進体制

(1) 不破郡・養老郡障がい者自立支援協議会

不破郡・養老郡障がい者自立支援協議会を定期的を開催し、計画の進捗状況の把握と評価を行います。また、重要課題の取組について協議し、提言をします。

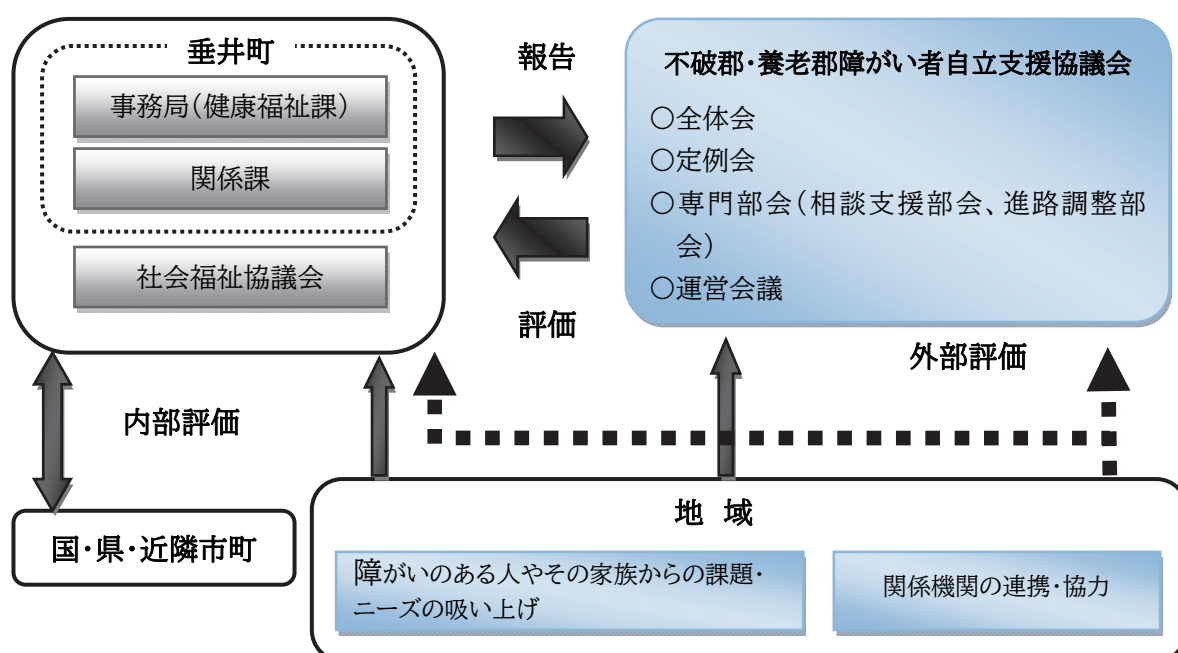
(2) 庁内体制

計画の施策などは、担当課が中心に取組を推進します。また、施策は相互に関連するものも多いため、関係課が連携して取り組み、施策の総合的な推進を図ります。

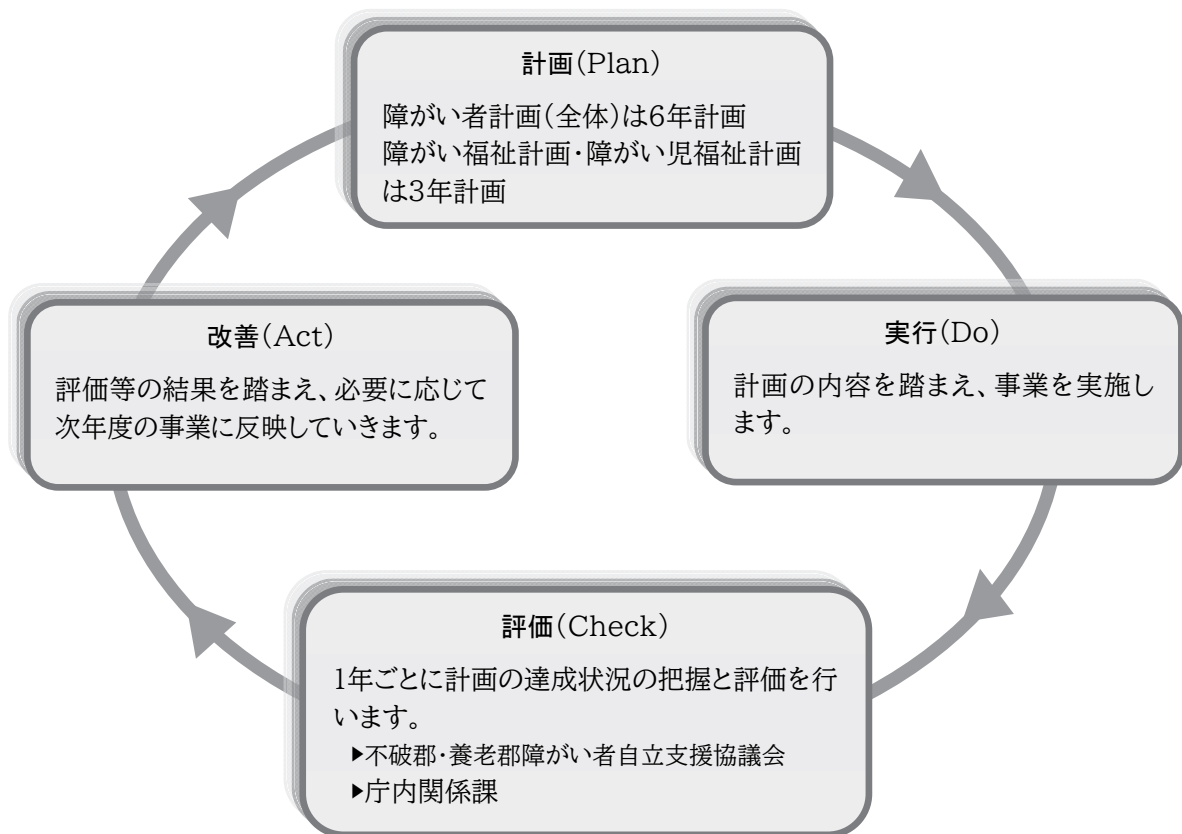
(3) PDCAサイクルの活用

不破郡・養老郡障がい者自立支援協議会における本計画の進捗状況の把握と評価についての協議をPDCAサイクルに位置づけ、分析評価を行うとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。

図表7-1 計画の進捗管理体制



図表7-2 計画の進捗評価イメージ(PDCAサイクル)



2 計画の広報と地域福祉の推進

障がいのある人や家族などの当事者、医療・福祉・教育・就労などの関係者はもちろん、住民すべてに計画を理解してもらい協力を得る必要があることから、ホームページなどを通じて計画の周知を図ります。

基本理念として掲げた「地域ぐるみで支えあう町づくり」の実現は、障がいのある人とその家族、関係者だけでできるものではありません。地域住民が障がいの特性と障がいのある人を理解し、当事者、関係者、サービス事業者、行政が協働して推進していきます。

3 関係機関等との連携

広範囲にわたる障がい者施策を推進するため、庁内だけでなく幅広い分野における関係機関・団体等との連携を図り、計画の実現に向けて取り組んでいきます。

また、高い専門性を必要とする相談や療育、就労支援や地域移行などの課題は、町単独での解決や充実がむずかしことから、西濃圏域、近隣市町と協力して推進するとともに、改善点や必要な支援について、県や西濃圏域の自立支援協議会と連携しながら国および県に対して要望していきます。

4 人材の確保・定着と職場環境の改善

県、圏域市町、関係機関と協力して、介護、子育て支援分野の人材と併せて、慢性的に不足している人材の確保・定着を促進します。

障害福祉サービス事業所等におけるICTやロボットの導入により、業務の効率化や職員の業務負担軽減を図り、労働環境の改善、生産性の向上を促進します。

5 サービスの質の確保

民間事業所の参入が進む中、サービス事業所の質の確保・向上を図るため、必要に応じて事業所等の訪問を実施します。

第7期 垂井町障がい福祉計画
第3期 垂井町障がい児福祉計画

令和6年3月

発行／垂井町

編集／健康福祉課 障がい福祉係

〒503-2193 岐阜県不破郡垂井町宮代 2957 番地の11

電話 0584-22-7503

FAX 0584-22-5180